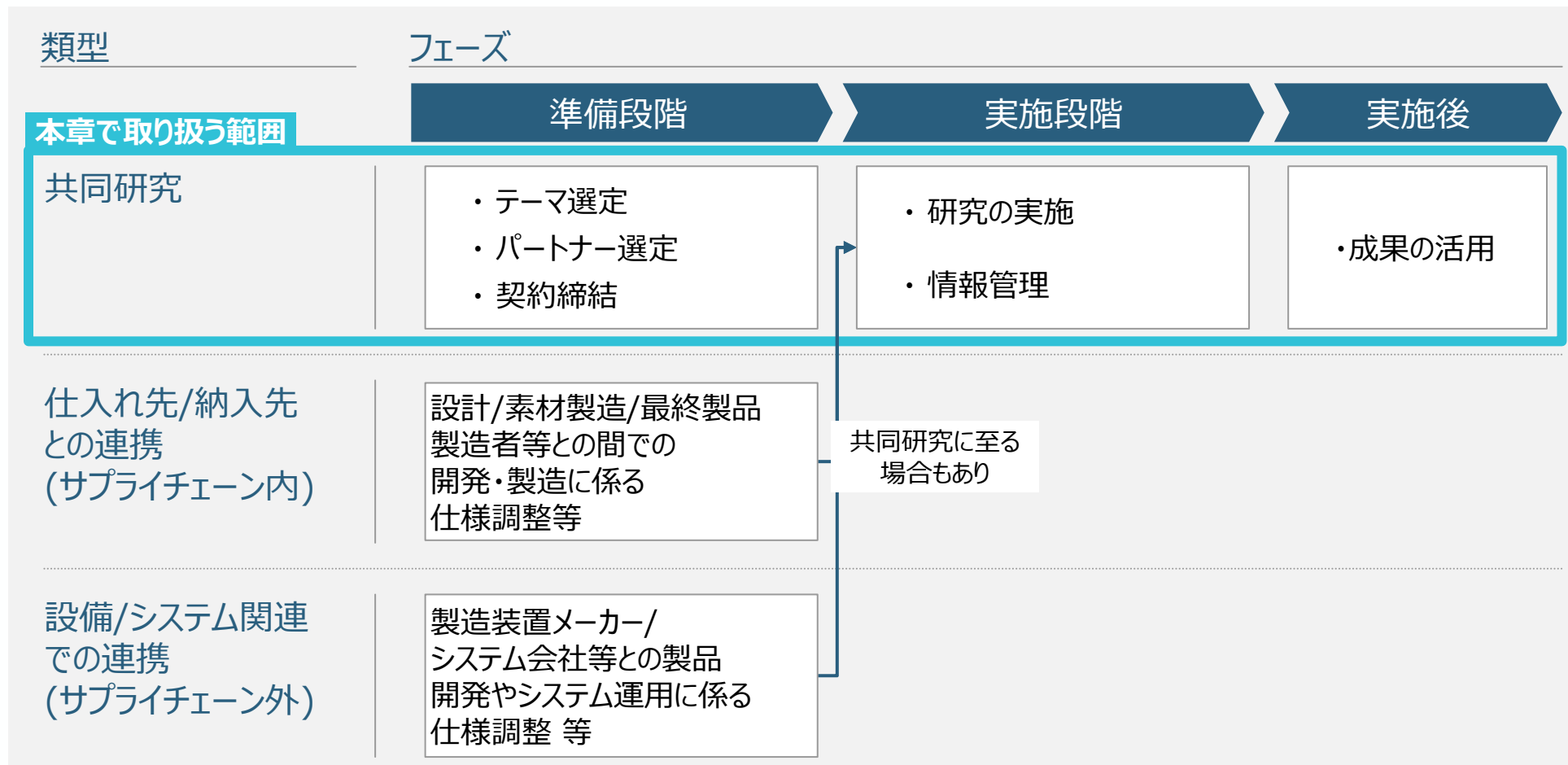


第4章

共同研究に伴う技術流出への対策

本章で取り扱う範囲

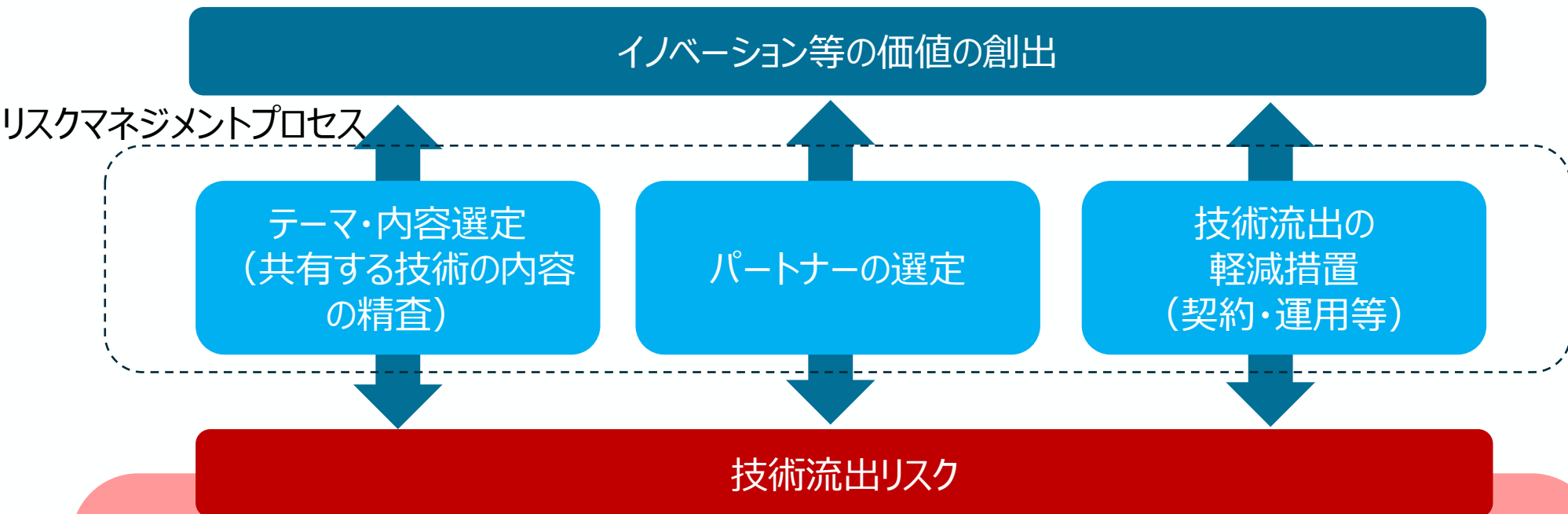
- 企業が他の企業や大学等と連携する場合、技術流出リスクが想定される主な事例としては、①**共同研究**と、②**サプライチェーンの中での連携**/③**サプライチェーンの外との連携**が挙げられる
- 本章では、①**共同研究のリスクと対策**を取り扱う



「共同研究に伴う技術流出への対策」に関する基本的認識

- **イノベーション実現には、外部からの知識の積極的な獲得や、その効果的な取り込みが重要**
 - 個別企業の人材や研究開発基盤だけではなく、異なる国や組織との共同研究により、知識・技術の伝搬を促し、企業のイノベーションを推進していくことが必要
- **また、経済安全保障の観点でも、国際的な共同研究開発の強化が必要**
 - 民間企業等が先端技術分野においてイノベーション力を発揮し、我が国の「技術優位性」を磨き上げ、「不可欠性」まで強化することは重要な課題
 - 我が国の国内での研究開発力を高めていくだけでなく、特に技術的な課題がある領域では、海外の知見を積極的に取り込むことが重要
- **一方、共同研究では、他の組織・他国との技術の共有が想定され、技術流出リスクが高い。このため、テーマ・内容、パートナー等に応じ、適切なマネジメントが重要**
- **特にパートナーは、組織体制や目的、遵守する法令等、特性が多種多様であり、留意が必要**
 - 組織の規模・体制の相違 (例: 大企業/中小企業)
 - ガバナンス/研究目的や従事者の特性の相違 (例: 企業と大学・国立研究機関)
 - 遵守すべき法令や慣習の相違 (例: 外国企業や大学)
 - その他、共同研究に関わる協力会社 (装置メーカーや資材メーカー等) や試験機関 (公的共同利用施設等) についても考慮が必要な場合がある
 - 相手国によっては、外交・安全保障を意識した対応が必要になるケースもありうる

「共同研究に伴う技術流出への対策」に関する基本的認識



【準備段階】

- 機微なテーマを選定し扱うことによる特に重要な技術の流出
- 事前協議・交渉段階での不用意なやり取りによる流出
- 内部関係者による不正持ち出し

【実施段階】

- 相手方の内部関係者による技術の不正な持ち出し
- 相手方による情報の不正利用 (目的外利用等) / 不注意による流出
- 第三者が相手方の情報を窃取することによる流出
- 相手方の資本構成の変更や業績悪化等を通じた流出

- 知的財産の取扱いが不明確であることに起因する流出
- 不利な法制度/管轄での訴訟対応

【実施後段階】

- セキュリティ不備による漏えい (サイバー攻撃による流出も含む)
- 委託先等からの二次漏えい
- 相手方による共同成果の独占利用・不正利用
- 相手方による予期せぬ成果の公開による技術流出
- 相手方の情報処分の不備による流出

共同研究における技術流出リスクの全体像

- 共同研究では、実施前・実施段階・実施後の各段階に、様々な技術流出が生じるリスクがある

共同研究のフェーズ 各フェーズで発生しうる技術流出リスク

相手方の悪意による技術流出

当方又は相手方の偶発・過失による技術流出

共同研究のフェーズ	各フェーズで発生しうる技術流出リスク	相手方の悪意による技術流出	当方又は相手方の偶発・過失による技術流出
準備段階	テーマ選定	機微なテーマを選定し扱うことによる特に重要な情報の流出	
	パートナー選定	信頼性の低い相手方を選定したことに起因する流出	
	事前協議・交渉段階での不用意なやり取りによる流出		Case1
	契約検討/契約締結	※契約内容は、実施段階・実施後段階のリスクを意識した上で検討・締結する必要	
実施段階	研究の実施	相手方による情報の不正利用 (目的外の利用等)	相手方の不注意による流出
		相手方の内部関係者による不正な持ち出し	第三者が相手方の情報を窃取することによる流出
			相手方の資本構成の変更や、業績悪化・破綻等を通じた流出
		知的財産の取扱が不明確であることに起因する、相手方による意図しない情報利用	
		不利な法制度/管轄での訴訟対応	
実施後段階	情報セキュリティ体制		セキュリティ不備による漏えい (サイバー攻撃による流出も含む)
			相手方の委託先等からの二次漏えい
	成果活用	相手方による共同成果の独占利用・不正利用	相手方による予期せぬ成果公開による流出
		相手方の情報処分の不備に起因する流出	Case4

共同研究における技術流出リスクとその対応の全体像

- リスクに応じ、契約での規定やモニタリング等、必要な対策を実施していく必要がある

共同研究のフェーズ

各フェーズで発生しうる技術流出リスク

各リスクへの対策 (まとめ)

悪意による技術流出

偶発・過失による技術流出

情報管理体制

準備段階

テーマ選定

パートナー選定

契約検討/契約締結

機微なテーマを選定し扱うことによる特に重要情報の流出

信頼性の低い相手方を選定したことに起因する流出

事前協議・交渉段階での不用意なやり取りによる流出

契約内容は、実施段階・実施後段階のリスクを意識した上で検討・締結する必要

実施段階

研究の実施

相手方による情報の不正利用 (目的外の利用等)

相手方の内部関係者による不正な持ち出し

相手方の不注意による情報の漏えい

第三者が相手方の情報を窃取することによる流出

資本構成の変更や業績悪化等を通じた流出

知財取扱の不明確に起因する相手方の意図せぬ情報利用

不利な法制度/管轄での訴訟対応

情報セキュリティ

セキュリティ不備による漏えい (サイバー攻撃による流出も含む)

相手方の委託先等からの二次漏えい

実施後

成果活用

相手方による共同成果の独占利用・不正利用

相手方による予期せぬ成果公開による流出

相手方の情報処分の不備に起因する流出

リスクマネジメントプロセスの導入、重要技術の定義/見直し

技術の重要性を踏まえたリスク評価とテーマ選定 (コア技術の除外等)

パートナー候補のDD徹底 (国・組織・個人の観点)

検討段階でのNDA締結/相手方の体制や段階に応じた開示/NDA締結前の特許出願

契約内容の検討

- ・ 自社ひな形の活用、研究目的の明確化、研究参加メンバーの特定、情報管理体制構築、目的外利用等の禁止、提供技術の範囲や方法の明確化、知的財産の帰属の明確化、秘密保持義務・競業禁止義務、監査条項の規定、CoC条項の設定、成果の公開に係る手続等の明確化、準拠法・管轄の選択、情報返却・削除義務

秘密保持義務/競業禁止義務の設定

情報管理体制の構築/運用の継続的な要請、モニタリングの実施

解除条項の挿入 (資本関係変更時等)

知財/ノウハウ取扱明確化

中立的な国際ルールでの準拠法の設定

システム対応等 情報セキュリティ体制の構築

再委託含めた実施体制報告/確認

研究終了後のモニタリングと文書等の適切な管理

研究終了時の技術情報やサンプルの返還・廃棄の徹底

第0章 はじめに

- 1 本ガイドンスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドンスの構成

第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価

第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

第3章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

0 技術流出事例

- 1 計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項
- 4 研究終了時に取り組むべき事項

第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

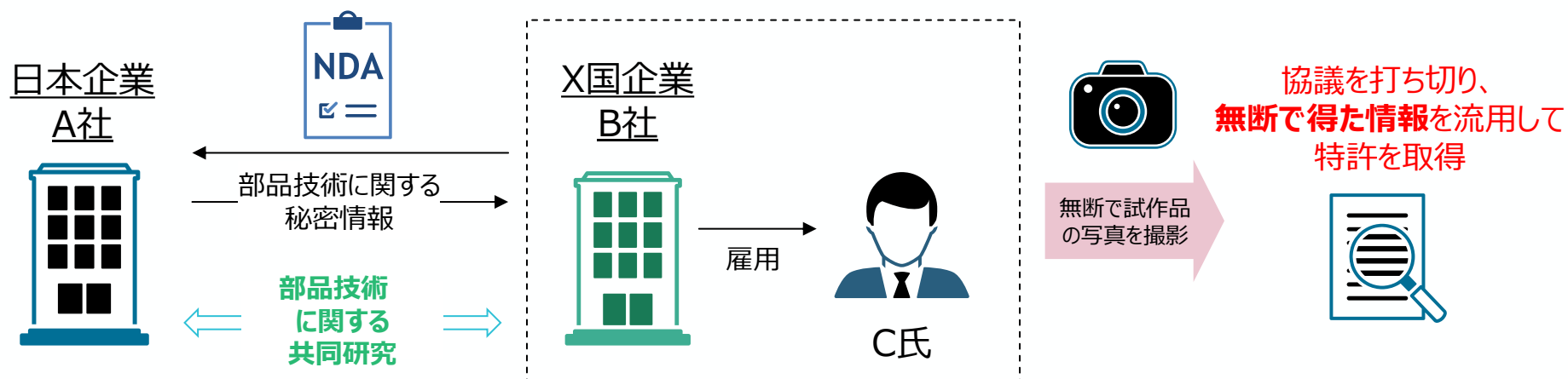
0 技術流出事例

- 1 取引開始前に取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項
- 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

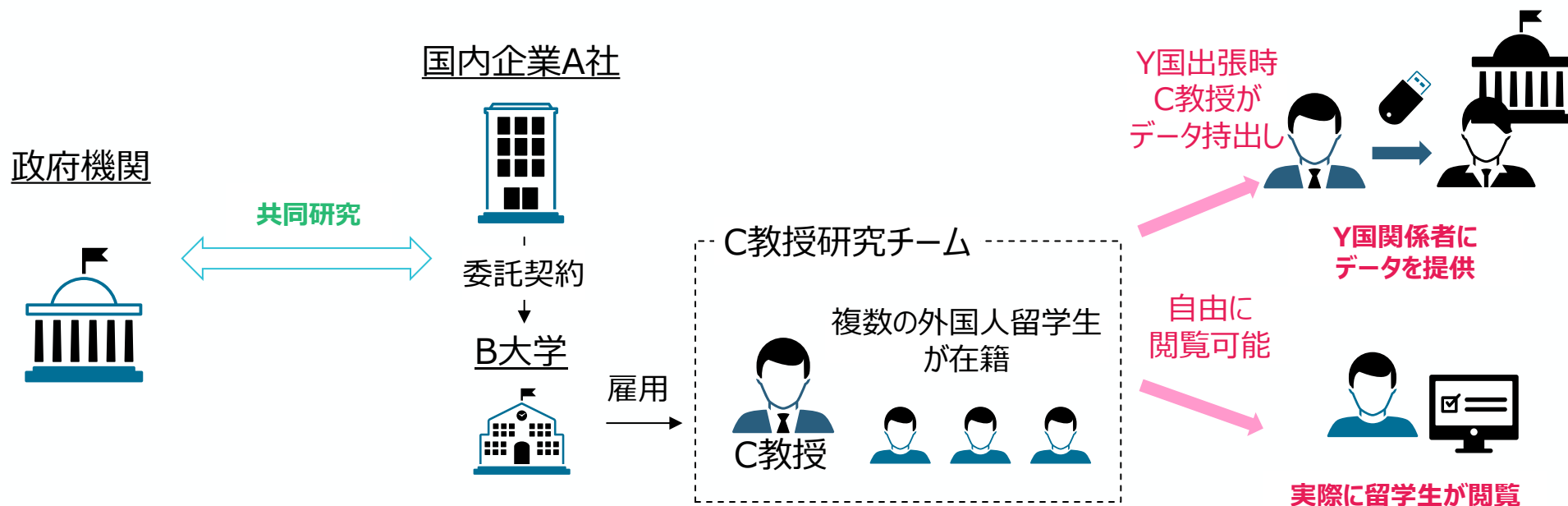
Case1: 共同研究の事前協議の際の技術流出

- 日本企業A社は、開発した技術の商業化を目的として、部品技術に関する共同研究の実施に向け、X国のB社と秘密保持契約 (NDA) を締結したうえで、事前協議を実施。A社が試作品をB社に提示した際、B社の技術責任者C氏が無断で当該試作品を写真撮影した
- 協議を打ち切った数か月後、B社は試作品の写真から得た情報を流用し、部品技術に関する特許を出願。その後数年かけて特許を複数件取得した
- A社は、B社に対して訴訟を提起し、B社が取得した特許権の移転を求めるとともに、秘密保持義務違反に基づく損害賠償請求を行った



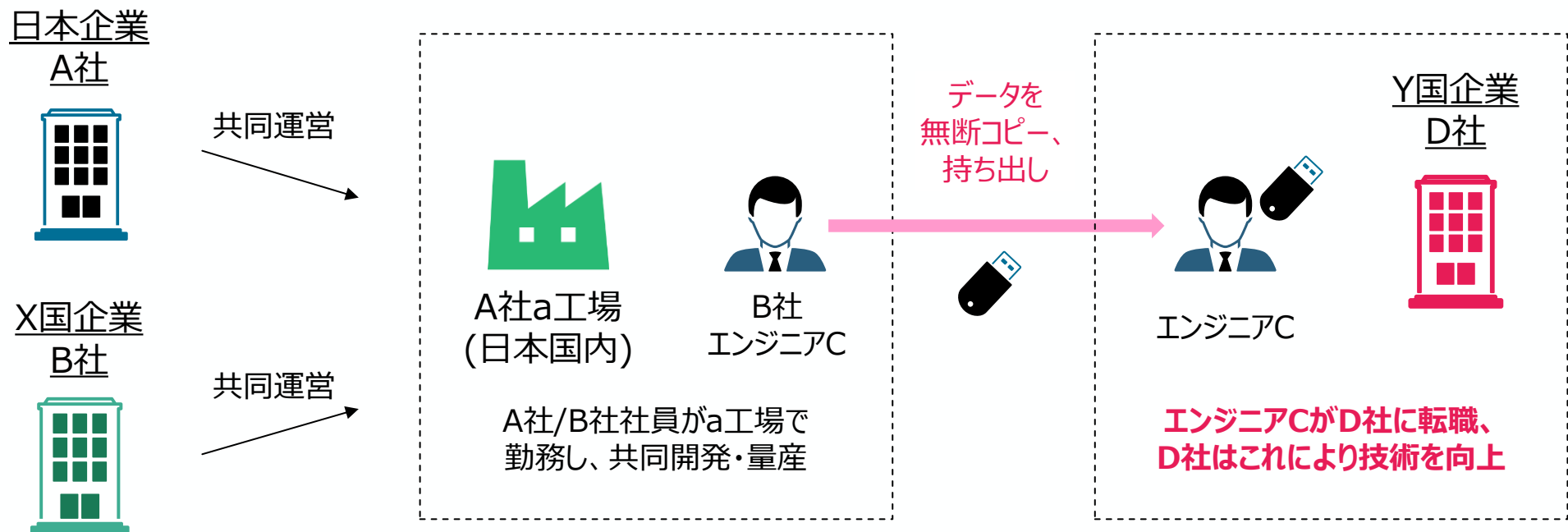
Case2: 内部関係者の不正持ち出しによる技術流出

- 政府機関と国内企業A社、A社委託先のB大学の3機関は**共同研究を実施**。当該共同研究に係る技術はデュアルユースの観点から**輸出管理の対象になり得るものだった**
- B大学のC教授の研究チームにおいて、**外国人留学生を含む所属学生が関連する技術データを自由に閲覧可能な状態**になっており、**留学生が実際にデータを閲覧していた**
- C教授自身も、研究データを所持して**海外Y国に渡航し、Y国にデータを提供していた**
- 大学職員が、上記研究室の状況を認識し、当局に通報。**C教授はY国出張からの帰国時にPCを押収され、その後輸出管理法令の違反等により、有罪判決を受けた**



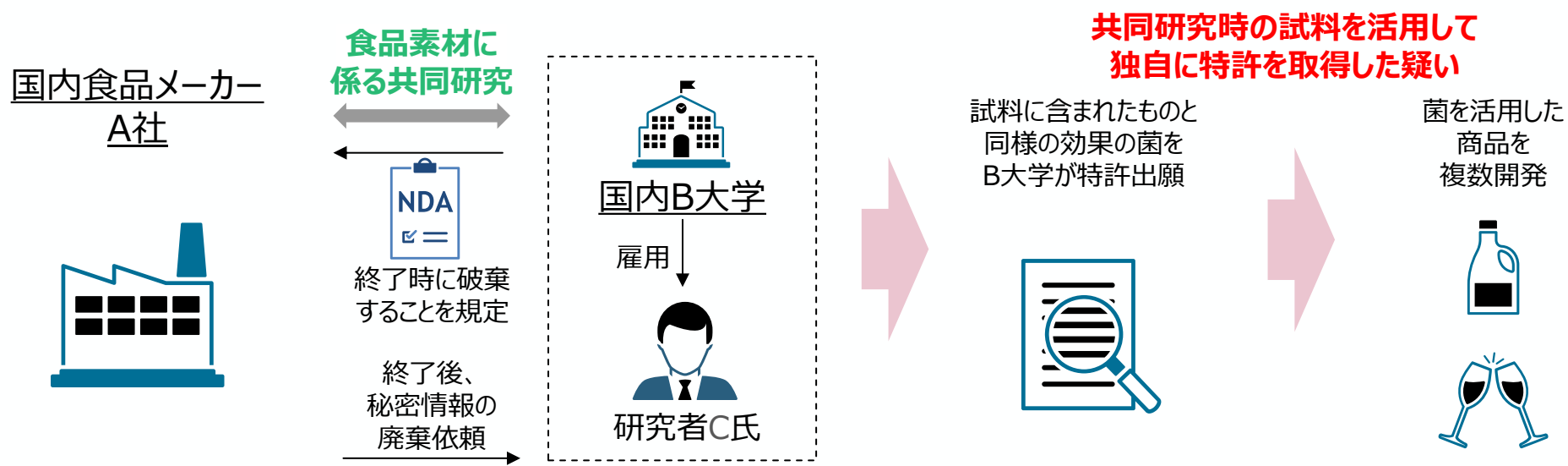
Case3: 内部関係者の不正持ち出しによる技術流出

- 日本企業A社とX国海外企業B社は、半導体に関する技術の共同開発で包括的に連携
- 包括連携の枠組みの中で、国内に所在するA社のa工場に、B社技術者も勤務していた。B社日本法人に勤務していたエンジニアCが、A社の研究データを無断でコピーした。その後、当該エンジニアはA社競合のY国D社に転職し、持ち出した技術情報を流用した
- この結果、D社の同分野での開発が急速に進展。A社経営層も不審に感じ、B社と共同で調査を実施したところ、エンジニアCによる流出が発覚した



Case4: 共同研究終了時の情報処分不備による技術流出

- 国内食品メーカーA社は国内B大学との共同研究にあたり、B大学のC氏に特殊効果を持つ細胞を含む試料等を提供。契約終了後の試料・情報の返還・廃棄等について規定したNDAを締結
- その後、A社はプロジェクトから撤退し、秘密情報の廃棄にC氏も応じた
- 数年後、B大学が同様の効果を持つ菌を特許出願し、以降、菌を活用した商品を複数開発
- A社が外部に解析を依頼し、B大学の菌が自社と同一であると判断。C氏は上記の情報を継続して保有/活用し、その後の特許出願に不正利用した疑いがある。B大学にその旨を問い合わせたが、大学側から納得のいく説明はなく、その後、A社はB大学を提訴した



第0章 はじめに

- 1 本ガイドランスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドランスの構成

第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価

第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

第3章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項
- 4 研究終了時に取り組むべき事項

第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 取引開始前に取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項
- 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

1. ① リスクマネジメントプロセスの導入

- 共同研究に際しては、**自社の重要技術を開示する場合も想定されるため、共同研究の実施国、実施相手、実施に関与する個人の観点から、①リスクを把握するための調査（デューディリジェンス（DD））を行った上で、②把握したリスクの評価（共同研究を通じた技術流出リスク等の評価）を行い、③技術流出の可能性を低減させるための措置を講じる必要がある。**また、これらの措置が適切に運用されているかの**フォローアップ**を行い、**必要に応じて改善措置を講じるとともに、今後の社内での検討に反映させていくことが重要**
- その前提として、**社内での実施体制構築**、共同研究先に開示する技術情報の重要性の事前評価や秘密保持を確保した上での相手方との事前調整等の**一連のプロセスを、社内の業務フローに組み込む必要がある**

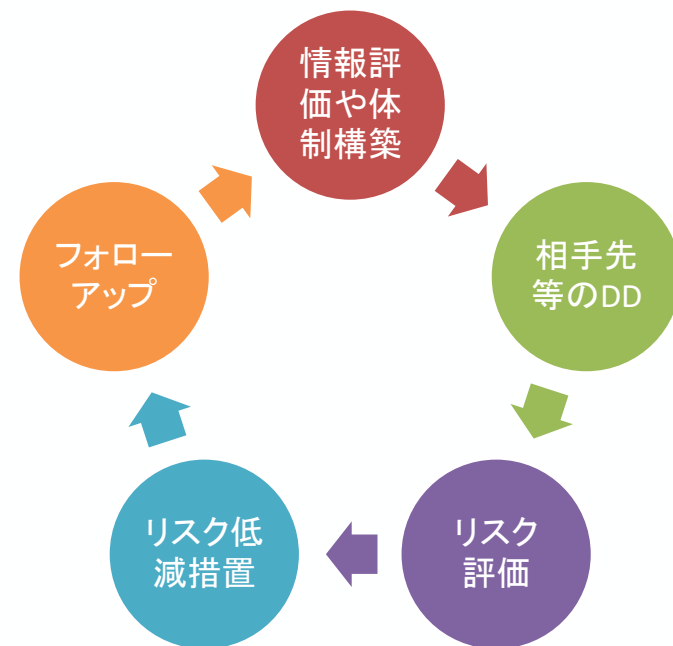
対応策の例

① 共同研究を行う際の一連のプロセスを社内ルール化し、業務フローに組込む

- ✓ 実施に伴う社内での確認体制や確認フローの構築
- ✓ 技術の重要性を踏まえた共同研究テーマの選定
- ✓ 共同研究パートナー候補のDD（国・組織・個人の観点）
- ✓ NDAを締結した上での相手方との事前調整
- ✓ 契約や運用面でのリスク軽減措置の実施
- ✓ フォローアップの実施
- ✓ 実施中の事業や社内ルール等への反映を徹底

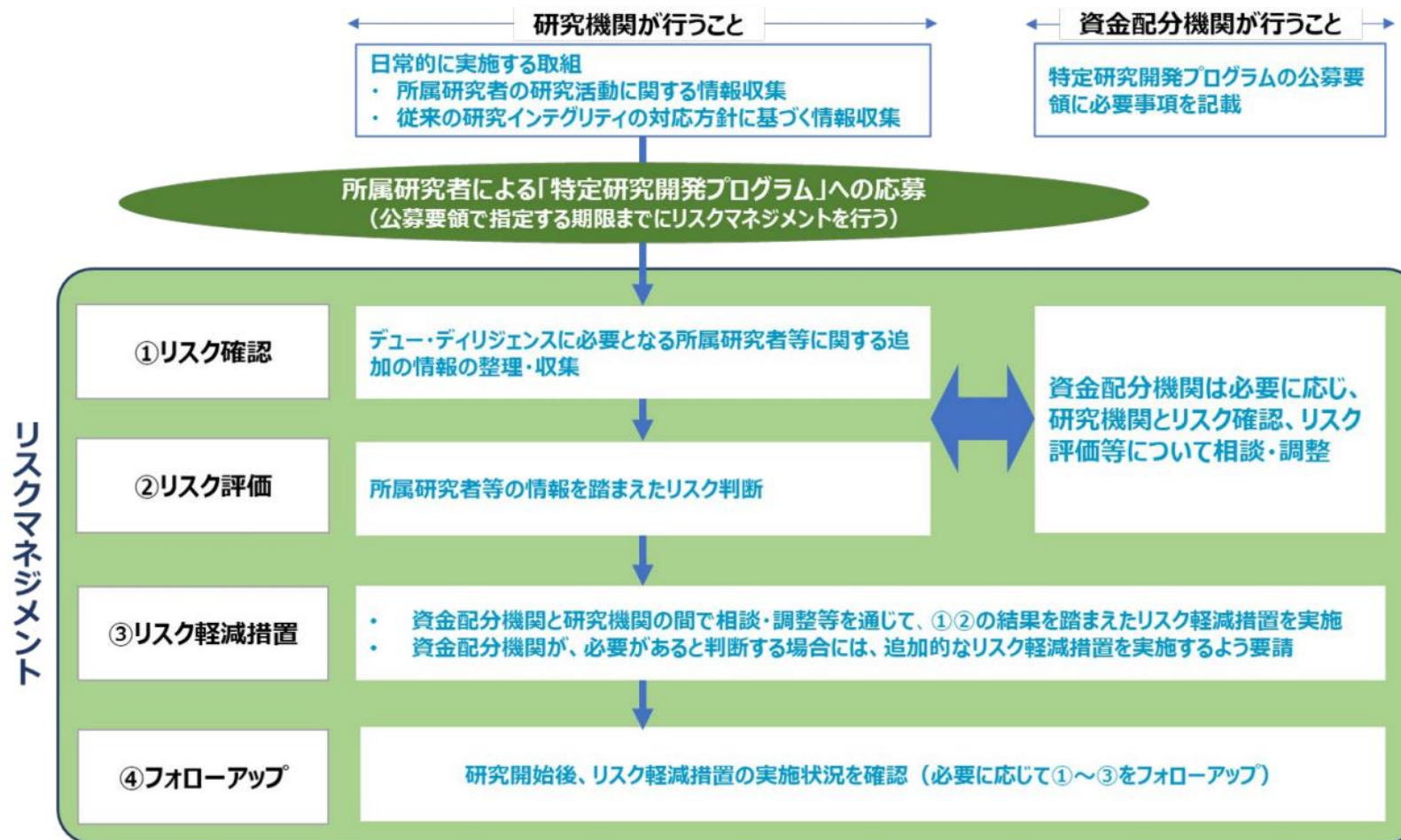
② 社内の担当部署が実施部門の要請を踏まえてDD等を行う体制を構築

- ✓ 社内体制等によるものの、チェック&バランスの観点から、研究実施部門と異なる部署が関与・実施することも考えられる



(参考) 手順書における研究セキュリティ確保のためのリスクマネジメント手順

- 手順書は、①研究成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、②「重要技術領域リスト」に該当する技術を含む可能性があるものであって、③経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして当該競争的研究費を所管する府省が資金配分機関と相談の上で指定する研究開発プログラム（特定研究開発プログラム）を対象に、政府、資金配分機関、研究機関及び研究者が実施すべきリスクマネジメントとして「最低限実施すべき措置」と「実施することが望ましい措置」を示している



※ 手順書p7より抜粋
 (<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha.html>)

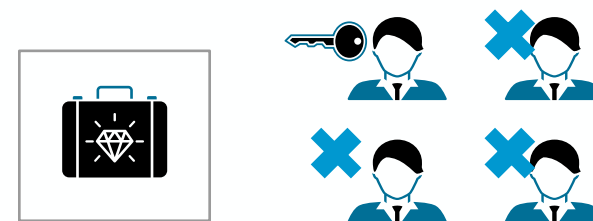
1. ② 共同研究に従事する役職員の決定

- 共同研究の内容によっては、**流出時の損失が大きい重要技術を取り扱うケース**がある。また、共同研究の相手方からも、**信頼できる担当者のみ従事させるべきとの要請が行われる場合**もある
- このため、技術の重要性によっては、必要に応じて、**共同研究に従事するメンバーの候補者を選定し、その適性を事前に確認した上で決定していくことも重要**（必要に応じ、**適性の確認** (p69～) を実施する）

対応策の例

- **例えば、技術の重要度に応じて、以下の項目を確認することが考えられる**
 - 社内における情報管理状況（社内研修の受講状況等）
 - 居住性や特定類型該当性（外為法上の規制技術（キャッチオール含む）の取扱いが発生しうる場合）
 - 外国政府等との契約又は外国の法令その他これに類するものにより、当該政府等による情報収集活動に協力する義務を負っていないか
 - 上記契約関係の確認のために、研究費や奨学金等の給付も含めた契約関係の有無
 - 過去に上記法令を有するような外国政府やその支配を受ける企業に在職していたか、当該国への渡航歴
 - 外国政府や外国企業、外国企業の支配を受ける企業、外国大学等との副業・兼業等の有無
 - 情報取扱いに関する非違歴や前科の有無

共同研究に関与する役職員を限定



職員について確認すべき事項

- 情報管理スキル/非違歴の確認
- 外為法上の規制に関する確認
- 外国政府との関係性
 - 金銭関係、外国企業在籍情報 等

(参考) 手順書が求める研究セキュリティ確保のために確認すべき項目

- **手順書においては、特定研究開発プログラム（p115参照）の全体責任者や研究参画者等について、以下に掲げる事項を自己申告させた上で確認し、DDを実施することを求めている。** DDは、基本的に、自己申告による情報、ソース等各研究代表機関が通常把握しうる情報を用いて実施することとされている

- ① 学歴（必要に応じて指導教官等の情報を含む。）
- ② 研究経歴・職歴
- ③ 研究費の取得歴
- ④ 研究費以外の支援等の取得歴
- ⑤ 発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
- ⑥ 特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）
- ⑦ 外国の人材採用プログラムへの参加歴
- ⑧ 指針に基づく処分歴
- ⑨ リストへの掲載の有無
- ⑩ リスト掲載機関への所属の有無
- ⑪ リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無
- ⑫ 安全保障貿易管理における「非居住者」（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性
- ⑬ その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

※ 手順書p18より抜粋

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha.html>)

1. ③ 技術の重要性を踏まえたリスク評価と研究テーマ選定

- 技術流出対策を考える上で、重要技術の位置付けの評価 (p15) が重要であることは、共同研究についても同様である。具体的には、自社が保有している技術に関しては、①**自社の競争力の源泉となるコア技術**、②**軍事転用懸念のある安全保障上の重要技術**、③**経済安全保障に関わる重要技術**に該当するかどうかを評価することが必要である。また、共同研究のポイントとして、破壊的技術革新が進む領域において行われる共同研究については、④**自社が現在保有していない技術の獲得・開発**に意義があるケースもあるところ、そうしたケースにおいては、**自社の技術優位性を磨きあげながら、同時に防衛策 (技術流出対策) を講じていく必要がある**
- こうした技術の**重要性の評価**を踏まえて、計画中の研究テーマに係る技術が**流出した場合に想定されるリスク**を検討した上で、共同研究先のDDを実施し、計画中の共同研究における**技術流出リスク (流出した場合の損失とその可能性)**を把握・評価する。そして、**評価したリスクと、共同研究によって創出される価値の較量**を行った上で、研究の実施可否 (必要に応じて研究テーマの見直し) やリスク軽減措置の内容等を決定する
- リスクの評価に当たっては、共同研究先に提供する技術情報が、通常、**共同研究先の管理下に置かれることとなるため**、自社管理と比べて、**情報のコントロールが困難となるケースが多いことを認識**する。本ガイダンスに記載のとおり、リスク軽減措置として、契約上の対策や実施段階におけるオペレーション上の対策はあり得るが、**技術流出を完璧に防ぐことは困難であることから、共同研究先による情報管理をコントロールすることの難しさを十分認識した上で、研究テーマを設定することが重要である**

① 競争力の源泉となるコア技術

- 競争力に直結する技術であるため、権利化・秘匿化の観点も意識しつつ、社内管理に万全を期すとともに、技術保有者の把握や適切な処遇等による対策が必要。
- ②・③に位置付けられる技術もあるため、海外移転等を進める場合には、必要に応じて経済産業省や所管省庁に相談することも有用。

② 安全保障上の重要技術 (軍事転用懸念のある技術)

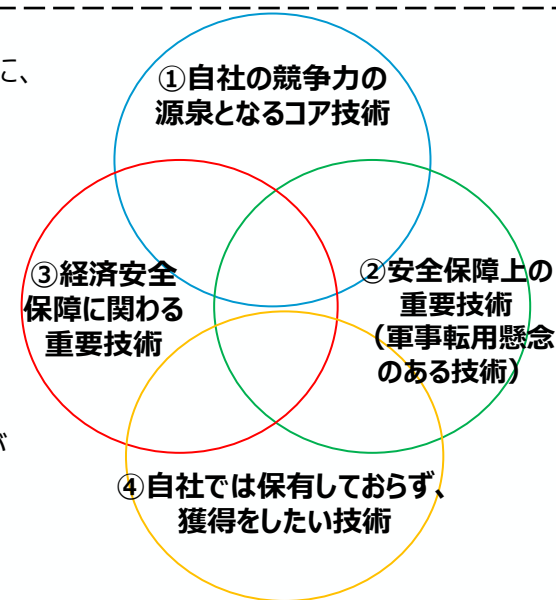
- 外為法上のリスト規制技術に該当する場合等、我が国の安全保障に影響を与える可能性があるため、特に慎重な対応が必要。

③ 経済安全保障に関わる重要技術

- わが国の経済活動の自律性や不可欠性を確保するために重要な技術。諸外国の獲得対象となっている可能性もあり、第三国からの制裁や取引停止等の関係でも注意を要する。一社の技術流出等の問題が我が国の産業・技術基盤、ひいては国力に影響を与える可能性がある。

④ 自社では保有しておらず獲得をしたい技術

- 技術流出対策とイノベーションのバランスをとりながら、共同研究等を通じて、積極的に技術の創出・獲得に取り組む。相手先との関係で、レピュテーションリスクや第三国の法令抵触リスクへの配慮が必要。



1. ③ 技術の重要性を踏まえたリスク評価と研究テーマ選定

対応策の例

① 研究テーマの機微性・流出時のリスクの評価

- 共同研究のテーマ選定時に、前ページにおける技術の位置付けを踏まえて、その機微性を評価する。特に、軍事転用懸念のある安全保障上の重要技術 (②) や、経済安全保障に関わる重要技術 (③) に該当しないか丁寧に検討する。技術の機微性を踏まえて、流出時のリスク (法令違反による罰則、自社の競争優位性の喪失・競合企業のキャッチアップ等) を評価する
- その際、安全保障上の重要技術を中心に、外為法や海外の輸出管理法令の規制を受ける可能性を検討した上で、研究テーマを選定することが必要である。また、国際共同研究の場合には、共同研究の成果を日本や第三国に移転する際に、相手国の法令上、移転が阻害される可能性がないか事前に把握し、移転が不許可となる可能性が存在する場合には、テーマ設定の段階からリスク回避を図る必要がある。国の観点からのDDについてはp120も参照
- また、防衛関連契約等に基づき、他国から機密性が高い情報を提供されている場合には、当該契約等に基づいて義務付けられているセキュリティ基準等に抵触しないよう留意を要する



テーマ選定時に
技術の重要性を評価する



リスクを評価する



テーマ・リスクに応じた
対応を行い、リスクを最小化

② 研究テーマの見直しの検討

- 流出時のリスク評価を踏まえ、相手側との信頼度も考慮の上、適切なテーマを選定する。例えば、過去の取引実績のみに依拠することは適切ではないものの、特に初めて共同研究を行う相手方とは、周辺技術等の無難なテーマを設定することが考えられる。詳細はパートナー候補のDD (p120～) を参照
- 信頼感の醸成を踏まえ、徐々に重要度の高い技術を含むテーマに移行することもあり得る

③ 過度に萎縮しない

- 経済安全保障に関わる重要領域に関するテーマであっても、自社が保有しない技術を持つ企業との共同研究では、技術流出リスクは限定的なケースもありうる。レピュテーションリスクも踏まえた経営判断により決定されるものではあるが、パートナー候補のDD等を適切に行い、リスク軽減措置を講じた上で、過度に萎縮せずイノベーションを目指すことも重要

1. ④ パートナー候補のDDの徹底（相手国の観点）

- 外国企業や研究機関等との**国際共同研究**の場合、相手企業等の所在国において、**法令に基づき政府への情報開示を求められたり、現地での商慣習により想定とは異なる情報管理が行われる可能性があるため、技術流出リスクが高まる可能性がある**
- このため、相手国における関連法制や商慣習について事前に確認しておくことが重要。その際、**輸出管理における区分や政府による民間事業者が保有する情報への強制的アクセスを可能とする法令の有無、いわゆる第一国出願義務の有無等を、国ごとの属性を踏まえることも有益**

対応策の例

① 国際共同研究の場合、相手国の法制度や属性・情勢等を確認し、リスクを分析する

- 日本とは異なる法令や慣習の影響を受けるため、国によっては、客観的・典型的に技術流出リスクが高まる可能性がある。例えば、以下のような点を確認する。専門知識を要するため弁護士等の活用も検討する。中小企業等自社だけでの対応が困難なケースでは、業界団体や公的機関等の提供する情報も参考に（p33も参照）。
 - ✓ 相手国において研究開発・発明を行うような場合に、共同研究の成果を日本又は第三国に移転することについて、相手国の輸出管理法令の適用があるか
 - ✓ 共同研究の成果について、第一国出願義務や知的財産権の帰属・活用等について、特許法等の知的財産法上、どのような制限を受けるか
 - ✓ 外国政府等による情報収集活動に協力する義務を課す法令を有する国か
 - ✓ 政府による強制情報アクセスが行われる可能性がある国か
- また、相手国の属性として、輸出管理上の区分や国連制裁等の対象となっているか等を確認することも重要である。

パートナー候補のDDの実施
(国際共同研究の場合)



② 相手国の情勢等についても確認する

- 共同研究の進捗確認等のために役職員が現地出張する場合は、情勢や規制法、他社の情報インシデントの有無等の確認も重要。例えば、以下のような点を確認することが有用
 - ✓ 海外安全情報による治安情勢等の政治社会情勢等
 - ✓ 当局によって不透明かつ予見不可能な形で解釈される可能性があるスパイ行為に係る規制法の有無
 - ✓ 他社で出張者が持参した端末から情報漏えいが発生していないか

制裁対象国等の確認

国連安保理や米国等の制裁対象国との共同研究を行う場合には、法令遵守の観点から問題であるため、事前の確認が必要。

【国連安保理の制裁対象リスト】

<https://main.un.org/securitycouncil/en/sanctions/information>

【米国財務省の対象リスト】

<https://ofac.treasury.gov/sanctions-programs-and-country-information>

輸出管理を厳格に行っている国に該当しないかの確認

国際レジームの下で、輸出管理を厳格に行っている**以下の国以外**との共同研究を行う場合には、流出時に軍事転用等が行われるリスクも高く、実施に際し注意を要する。

合計27カ国：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

最新の情報は、経産省のHP等で確認されたい。<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda13.html>

いわゆる第一国出願制度を設けている国に該当しないかの確認

安全保障上の理由により、自国で行われた発明や自国民による出願について、国内法令により外国出願に制限を設けている国も存在する。最新の情報は別途確認されたいが、以下の情報が参考となる。

- ・独立行政法人工業所有権情報・研修館「新興国等知財情報データベース」<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/country/>
- ・世界知的所有権機関（WIPO）「国際出願と国家安全保障に関する考慮事項」https://www.wipo.int/pct/ja/texts/nat_sec.html

政府による民間事業者が保有する情報へのアクセスが行われる可能性がある国の確認

現地法令により、政府による民間事業者等が保有する情報へのアクセスが可能となる場合、共同研究相手先に開示した情報が流出するリスクが存在する。法令の改廃や運用状況等を適時に入手していく必要がある。このような情報を提供するソースや事業者は多岐に亘るが、個人情報保護委員会の以下のサイトを確認することも有益。

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>

1. ⑤ パートナー候補のDDの徹底 (組織の観点)

- 前記のとおり、共同研究に伴い提供する技術情報は、共同研究のパートナーにおいて管理されることから、企業 (大企業・中小企業等)、大学・研究機関の別等、パートナーの特性により、技術流出のリスクが異なる
- このリスクを評価するため、扱う技術の重要性等を踏まえつつ、DDを行い、法令遵守の観点 (安全保障貿易管理等) に限らず、懸念主体との資本・人的関係を確認するとともに、競合の有無や共同研究に関連するテーマの特許出願の有無等を把握し、必要に応じ、リスクの軽減措置を講じることが重要
- もっとも、例えばM & A取引におけるDDとは異なり、あくまで自社の技術情報の流出防止が目的であることから、共同研究の過程で提供する技術情報の重要性・機微性 (p118参照) や、相手方の特性 (業種、上場/非上場、国内/海外等) を考慮の上、コスト等も踏まえて確認項目を調整することも重要である

対応策の例

- 相手方の特性によりリスクが異なる点に留意しつつ、ソース調査に加えて、技術の重要度や、共同研究の検討に至った経緯、NDA締結段階で感じる怪しさ等も踏まえて、必要に応じてヒアリング・資料開示を通じ、確認を行う。外国のパートナーとの実施の場合、前述の「相手国の観点」も踏まえた検討が必要

(相手方の特性によらず確認すべき事項)

- 各国制裁リスト等への掲載有無
- 過去の法令違反・訴訟・不正事例・情報インシデントの有無
- (外為法上の規制技術を提供する場合には) 居住者該当性
- 外国政府等による情報収集活動に協力する義務の有無 (当該義務を直接的に負っていないと、当該義務を負うものや当該義務を課す外国政府等が、以下のような関係を有しているかも確認する)
 - a. 議決権、株式数又は出資金の額の 50%以上を占めているか
 - b. 役員又は役員で代表権を有するものの 1/3 以上を占めているか (外国政府等又は情報収集義務者に指名・任命された者も含む)
 - c. 拒否権付株式 (黄金株) を保有しているか
- 情報管理に係る規程や教育計画の有無・内容 (特に、他者から提供を受けた情報に係る管理状況については、責任者へのヒアリング等によって丁寧に確認する)
- 同一又は密接に関連する技術領域において、外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負うものを行う共同研究や技術提携等の有無、存在する場合には計画中の共同研究と実施拠点や担当部署等が共通していないか

DDの実施 (全般)



チェック項目
(共通)

- 制裁リストの掲載
- 過去の法令違反
- 研究セキュリティのための取組

⋮



チェック項目
(企業)

- 設立時期
- 役員構成
- 株主構成
- 事業・研究開発実績財務状況

⋮

1. ⑤ パートナー候補のDDの徹底（組織の観点）

対応策の例

- 特に、相手方が企業の場合には、懸念主体との資本・人的関係等を確認する観点から下記項目のチェックが有用である。もっとも、自社のみで収集できる情報には限界があるため、必要に応じて公的機関等との連携や経済産業省への相談等により、情報を収集・分析することも有用

（確認すべき事項）

① 株主構成（最終親会社含む）、潜在株式の有無・内容・保有者

- ・ 技術獲得を図る主体が株主に含まれる場合には、当該株主が、共同研究の相手方を通じて技術が流出するリスクが高まる。特に、前述の通り、情報収集協力義務を有するものが株主等に含まれていないかを確認することが重要。
- ・ 発行済み株式や新株予約権等の数・内容等は商業登記により確認できるが、株主の属性等については、公開されていないケースが多い。上場会社であれば、開示書類等により大株主の状況等を確認できる場合もあるほか、非上場会社については、HP等の公表情報により直近の資金調達の状況を確認することや、必要に応じて、上記義務を有するような株主が主要株主に含まれていないか等をヒアリングをすることが考えられる。

② 役員構成

- ・ 役員自らが情報収集協力義務を負う場合のほか、当該義務を負う主体と密接な関係を有する場合にも、技術流出リスクは高まる。HPや商業登記、有価証券報告書等の公開情報の確認に加えて、ヒアリング等により、略歴や兼職状況（他国企業の役員等への就任状況等）を含めて確認する。その際は、企業規模等によるが、当該役員の所掌範囲が、計画中の共同研究や関連する事業領域を含む可能性があるか（自社が提供する技術情報にアクセスする権限の有無やアクセスする可能性の程度）も確認する。

③ 設立時期、事業・研究開発実績、財務状況、主要顧客

- ・ 前述した制裁リスト等に掲載されている主体が、非掲載の法人等を介して、技術獲得を図るケースも存在する。共同研究先の設立時期や事業・研究開発実績を確認することが重要だが、それらの情報のみで判断することなく、設立間もない企業と共同研究を行う場合には、設立の経緯や設立者のバックグラウンド等を、公表情報や業界内のレピュテーション、ヒアリング（日頃のコミュニケーション等も含む）等を通じて丁寧に確認することが重要である。また、共同研究に至る経緯も重要であり、相手方から持ちかけられた共同研究の場合は、相手方の具体的な研究開発実績等について、より慎重に確認する。
- ・ また、技術獲得を図る主体が、出資ではなく貸付け等によって、事実上の支配関係を構築し、技術獲得の拠点とするケースも存在する。このため、公開情報のみによって確認することは難しい情報もあるが、財務状況や主要な債権者等を確認することも有用である。

④ 知的財産権の取得・実施状況（当該知財の開発経緯含む）

- ・ 前述の研究開発実績と同様、特許情報プラットフォーム等を利用した知的財産権（特許権・実用新案権等）の取得・実施状況の確認も重要である。
- ・ また、相手方の共同研究や技術提携の実績についても、必要に応じて確認することが有用である。具体的には、過去に、制裁リスト等に掲載されている懸念主体との研究歴等の有無、情報管理や成果利用をめぐる紛争事案の有無等を公表情報や業界のレピュテーション等を通じて確認することが考えられる。

⑤ 情報インシデントや不競法違反（営業秘密関連）等の有無

- ・ 過去に情報漏えい事案がないか、所属する役職員等による営業秘密の持ち出し事案がないか等を確認する。なお、漏えい事案の有無のみを確認・評価することは妥当ではなく、毅然とした対応を講じているか、適切な再発防止策を講じているかが重要である点に留意する。情報セキュリティに関する認証制度（p174参照）の取得状況等も参考になる。

1. ⑤ パートナー候補のDDの徹底 (組織の観点)

対応策の例

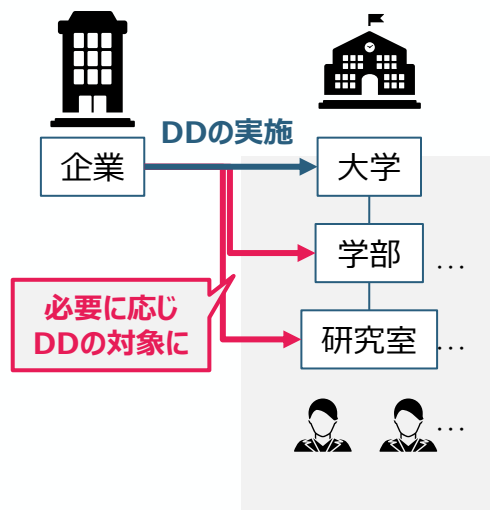
- 相手方が大学等の場合であっても、情報管理に関するガバナンスが機能しているかを確認することが重要である。組織として共通する基準や体制がなければ、各研究者等による個別判断によることとなり、情報漏えいのリスクが高いため、大学等との共同研究においても、組織の観点からのDDを実施することが重要となる

DDの対象の設定

- 大学は、共同研究の成果の事業化・利益獲得に対する考え方や組織のガバナンスのあり方が、企業とは異なるケースが多いことを認識することが重要である。例えば、総合大学か、国内の大学か等、大学に応じて事情は異なるが、一般に、学部や研究室は、企業における部署等と比べて独立性の高い運用がなされているケースが多い。このため、「大学」のみをDDの対象として位置付けてしまうと、考慮すべきリスク項目の見落とし、あるいは過度なリスク評価に繋がるおそれがある。また、DDを踏まえて評価したリスクについては、契約上の対応によって軽減を図ることが考えられるが、契約上の義務を負う契約主体が、大学法人となるかを確認・考慮する必要もある
- このため、ケースバイケースではあるが、DDの対象としての「組織」を大学全体にのみ設定するのではなく、学部や研究室をDDの対象としての「組織」と位置付けることも含めて、DDの対象となる「組織」をどのように設定するかが重要となる (総合大学か、国内大学か等にもよるが、大学全体/学部・研究室単位と、複合的に確認すべきケースもある)。なお、共同研究に参画する研究者個人に関するDDについては、p127参照

確認項目

- 相手方の特性によらず確認すべき事項 (p122) のほか、最低限リスクマネジメントの状況や学内・研究室内における情報管理の体制等を確認することが重要である。具体的には、経済産業省「大学における秘密情報の保護ハンドブック」¹や、イノベーション促進産学官対話会議事務局「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン (3-2-2-2)技術流出防止マネジメント (営業秘密管理)」²等が参考となる。また、大学におけるリスクマネジメントのあり方については、特に、共同研究のテーマが重要技術領域リスト (手順書参照) に該当する場合には、経済安全保障の観点から研究セキュリティの確保が必要となる技術領域に当たりうるため、相手方と連携し、丁寧に確認することが重要である。研究成果の公開を前提とする競争的研究費のうち特定のプログラムを対象にしたものであるため (p115参照)、企業との共同研究において馴染まない事項も含まれる点には留意を要するが、必要に応じて、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」³に沿った評価と適切なリスクマネジメントの実施状況を確認することが重要である (例:「日常的に実施する取組」として実施が求められている情報管理体制の整備状況や、研究インテグリティのチェックリストに基づく情報の申告状況等)
- 確認に当たっては、企業との共同研究への関与の度合いにもよるものの、教授等の共同研究責任者のほか、必要に応じて、情報管理に関して学内で担当している部局に確認することも一案 (秘密情報の管理に係る学内体制については、次ページも参照)。また、各大学が産学連携に関するウェブサイト等で公表している情報を確認することも有用



1: 経済産業省「大学における秘密情報の保護ハンドブック」

(https://www.meti.go.jp/policy/innovation/corp/himitsujoho/161012_himitsujoho.pdf)

2: イノベーション促進産学官対話会議事務局「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」

(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13982561/www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/taiwa/1380912.htm)

3: 研究セキュリティと研究インテグリティ確保に関する有識者会議「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha.html>)

(参考) 大学における秘密情報の保護ハンドブック

- 大学を読み手として想定し、①保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定、②秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択及びそのルール化、③秘密情報の管理に係る学内体制のあり方、④秘密情報管理における学生等の扱い、について記載されている

①保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定

これまでに秘密情報を区別して管理するための規程等や体制を整備してこなかった大学を念頭に、自学が保有する情報から秘密情報を決定するまでのステップを紹介

- (1) 大学が保有する情報（紙媒体、電子データ、ノウハウ等）の全体像の把握
- (2) 保有情報の評価
例) 漏えい時の社会的信用低下による共同研究件数の減少等の観点
- (3) 評価の高低に基づく秘密情報の決定

③秘密情報の管理に係る学内体制のあり方

学内体制の整備における基本的な考え方を示しつつ、考えられる学内体制の参考例を提示

- 例)「秘密情報管理委員会」
(責任者は、副学長や担当理事等)

部局名(例)	情報管理に関して学内で担当している役割
総務課	・法人文書管理(台帳管理等)
人事課	・教職員を対象とする教育の実施 ・違反を犯した教職員の処分
産学連携本部	・学外機関との秘密保持契約等の雛形整備
情報基盤センター	・学内情報システムとネットワークの管理 ・学内セキュリティポリシーに基づく運用
学内CSIRT	・学内情報セキュリティインシデントへの対応
その他各部局	・自部署で管理する情報の保守

②秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択及びそのルール化

- ・秘密情報の分類例の説明
- ・大学における5つの漏えい対策とその目的の説明
例) 接近の制御、持ち出しの困難化等
- ・秘密情報の取扱方法に関するルール化の考え方
 - (1) 大学全体に共通する一定の統一的なルール
 - (2) 部署・研究室等の単位ごとの個別対策の策定

④秘密情報管理における学生等の扱い

学生等に対しどのような秘密保持の遵守等を求めることが望まれるかといった点について説明

- 例) 学内研究活動や学外機関等が関与する共同研究等へ学生等を参加させる場合
- (1) 研究活動への学生等の参加の是非の検討
(学生の特典と義務のバランスで検討)
 - (2) 秘密保持の遵守等を求める方法の検討
(イ) 学生等を対象とした通則等での指示
(ロ) 秘密保持に関する誓約書の提出

(参考) 輸出管理上の懸念主体等の確認

輸出管理上の懸念主体となっていないか、国連・外国政府による制裁対象となっていないか等、可能な限り公的機関のウェブサイト等を通じて確認を行う。

【経産省：外国ユーザーリスト】

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law00.html#userlist>

【財務省：経済制裁等対象リスト】

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

【米国商務省：統合スクリーニングリスト】

<https://www.trade.gov/consolidated-screening-list>

【国際連合 安全保障理事会 統合リスト】

<https://main.un.org/securitycouncil/en/content/un-sc-consolidated-list>

なお、手順書のうち、「(参考) デュー・ディリジェンスに用いる情報の収集について」の下記記載も、参考にされたい。

(参考) デュー・ディリジェンスに用いる情報の収集について

デュー・ディリジェンスに用いる情報は、以下に例示するツールを用いて収集することが考えられる。その他のインターネット等で公開されている情報も参照可能であるが、当該情報の信頼性や正確性を慎重に確認することが必要である。また、デュー・ディリジェンスの実施に際し、情報の信頼性などの判断が困難な場合は、適宜、相談窓口、資金配分機関等に相談することが望ましい。

- ・学術論文データベース (Web of Science、Scopus等)
- ・ポータルサイト (Google Scholar等)
- ・研究データベース (e-Rad、科研費データベース、researchmap等)
- ・知的財産データベース (特許情報プラットフォームJ-PlatPat等)
- ・経済産業省の外国ユーザーリスト
- ・米国の統合スクリーニングリスト

なお、これらのツールを用いて収集した情報だけでは十分なデュー・ディリジェンスの実施が困難な場合は、企業が提供する情報分析ツールや企業への委託調査を活用することも考えられる。

1. ⑥ パートナー候補のDDの徹底（関与する個人の観点）

- 組織単位での体制の確認に加え、人からの技術流出リスクを低減する観点から、必要に応じ、共同研究に参加するメンバーについても、共同研究先の協力を得て、個人単位のDDを実施することが重要。DDの結果を踏まえ、重要技術に関する情報のアクセス管理を検討する。

対応策の例

- 組織としてはリスクが高いと評価されない場合であっても、共同研究に伴い提供する技術情報を管理・利用するのは共同研究に参加する研究者になるため、共同研究参加者から流出する可能性があることを、まず認識する。その上で、共同研究で扱う情報の重要度や性質に応じ、共同研究先の協力を得て、確認作業を行う

（確認すべき事項）

共通して確認する事項の例

- 外国政府等により情報収集活動への協力義務の有無
本項目に限らないが、共同研究先に所属する者から直接的にエビデンス等を確認できない場合も多いため、契約上、共同研究先に対して確認・表明保証を求めることも一案
- 情報取扱に関する非違歴・懲戒歴や前科
なお、前科は、個人情報保護法上の「要配慮個人情報」に該当するため、取得には本人同意が必要になるほか、仮に第三者提供に該当する場合には、提供に関する本人同意も必要
- 居住者該当性や特定類型該当性
共同研究先が本邦法人の場合も、共同研究契約や研究計画書等に、当該共同研究に参加するメンバーを明記した上で、共同研究先において居住者該当性や特定類型該当性を確認する

アカデミアとの研究の場合に確認する事項の例

- 研究インテグリティのチェックリスト(*)において確認された項目
- 「研究セキュリティの観点から確認すべき情報」を参照（右を参照）
- 雇用関係のない参加者（学生等）の有無

再掲

研究セキュリティ確保のために確認すべき項目

- ① 学歴（必要に応じて指導教官等の情報を含む。）
- ② 研究経歴・職歴
- ③ 研究費の取得歴
- ④ 研究費以外の支援等の取得歴
- ⑤ 発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
- ⑥ 特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）
- ⑦ 外国の人材採用プログラムへの参加歴
- ⑧ 指針に基づく処分歴
- ⑨ リストへの掲載の有無
- ⑩ リスト掲載機関への所属の有無
- ⑪ リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無
- ⑫ 安全保障貿易管理における「非居住者」（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性
- ⑬ その他資金配分機関がデュー・デリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

※ 研究者向け「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）」(令和3年12月17日版)
<https://www.8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist1.pdf>

(参考) 研究インテグリティとは

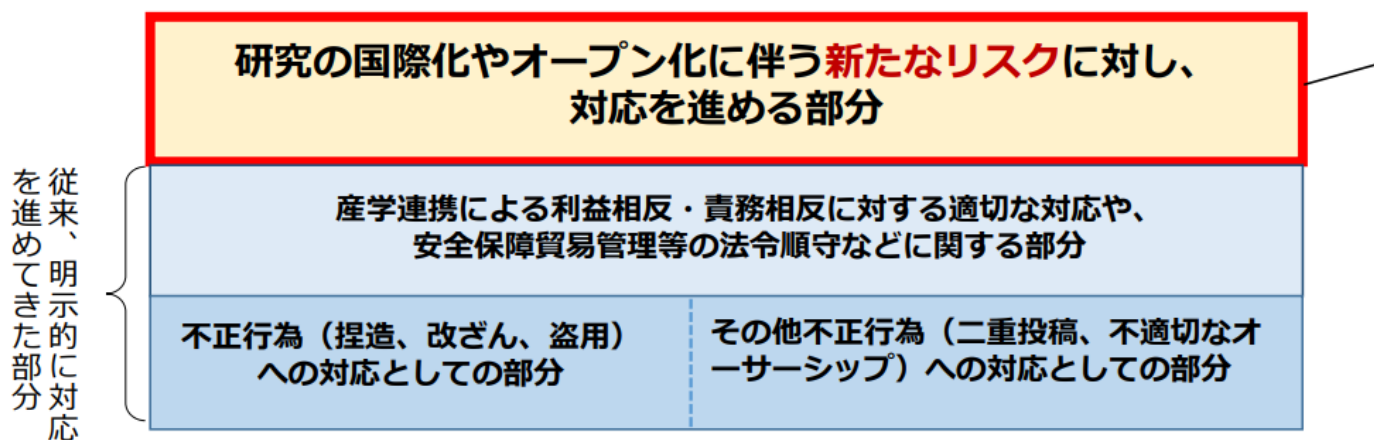
新たに求められる研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）について

背景・課題

- 我が国の科学技術・イノベーションの創出・振興のためには、多様な相手との国際共同研究を推進していく必要。他方、研究活動の国際化等の進展に伴う新たなリスク※により、意図せざる技術流出に陥る危険性が指摘。
※研究成果を独占しようとする不当な共同研究契約などを契約してしまうリスク等
- こうした新しいリスクに対応しつつ、必要な国際協力等を進めていくためには、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築する必要。
- このような背景の下、令和3年4月に政府としての対応方針を決定。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

新たに求められる部分
 （研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすといった、研究者や研究組織としての「規範」）



➡ **大学・研究者自身に対するレピュテーションリスクの観点からも研究インテグリティの確保に自ら取り組んでいただくことが重要**

第0章 はじめに

- 1 本ガイドランスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドランスの構成

第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価

第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

第3章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項
- 4 研究終了時に取り組むべき事項

第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 取引開始前に取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項
- 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

2. ① 事前のNDA締結と段階的な情報開示、NDA締結前の特許出願

- パートナー選定の前後から、一定の情報を相互に提供し、共同研究の実施可能性を検討するケースが多い。また、協議段階にもかかわらず、本来は共同研究契約の締結後に共有すべき情報が提供される等して、より踏み込んだ議論に移行するケースも少なくない
- そのため、**情報流出**や**知的財産**についてトラブルが生じるリスクを防ぐため、**事前協議段階**での相手方との情報共有や交渉の際に、**NDAを確実に締結**するとともに、**必要に応じて特許出願**や**相手方の体制確認**等を行う

対応策の例

① 秘密保持契約 (NDA) の早期締結

- 自社から情報を提供する前 (打合せ前等) に、確実に秘密保持契約を締結する。例えば、目的外利用・第三者への情報開示・再委託・複製の禁止、提供資料/試料の取扱範囲、情報返却/破棄の条項を設定することが考えられる
- また、共同研究契約の締結前に試料等を提供する場合には、その内容や重要性等に応じて、分析等の禁止のほか、使用場所や使用期間等を具体的に定めておく必要がないか、慎重に検討する
- 秘密保持義務については、残存条項として、少なくとも提供した情報が陳腐化するまでの期間等を考慮した上で、契約終了後も一定期間は存続させることが重要

② NDA締結前における情報の提供制限や特許出願

- NDA締結前は機密機微情報を提供せず、基本的には公開情報に限定する。非公開情報を提供するのであればNDAの締結を前提とする
- NDA締結後に知財トラブルになる可能性がある場合、必要に応じ、自社技術の特許を事前に出願することも検討する

③ 相手方の体制に応じた情報開示の徹底

- 相手方のDDが未実施の場合にも、機微情報の開示・提供は行わない。DD実施後も、当初から全ての情報を開示せず、必要最低限の範囲で段階的に情報を提供することが重要
- また、デジタル権利管理 (DRM) ツールを活用し、事後に相手側で閲覧不能等とする、相手方の体制が不十分な場合は是正を求め、是正されない場合は研究を開始しない等の対策も重要

事前のNDA
締結



段階的な情報開示
DRMツール等の
活用



事前の特許出願



※ NDAのひな型については、特許庁のイノベーションポータルサイトも参照

(https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ma-v2_2-nda_chikujouari.pdf)

2. ② 自社の契約書ひな型の活用とリスクに応じた契約条件設定

- 相手方の提示するドラフトで安易に契約すると、相手方に有利な契約となり、自社の技術流出リスクが高まる可能性がある
- 契約交渉等の個別事情によるところは大きいものの、**必要以上に相手方に有利な契約に応諾しないよう、自社の契約書ひな型**を用意しその使用を目指すことや、契約交渉において譲歩すべきでない範囲を確認しておくことが重要。契約交渉においては、**情報の重要度や相手方のリスクの大きさ**を考慮し、それらに応じた**追加等修正**を行うことが重要

対応策の例

① 可能であれば、自社の契約書ひな型の利用を徹底する

- 必要以上に相手方に配慮した契約書に応諾することのないよう、各種リスクに対応可能な自社契約書ひな型を用意し、その内容に沿った契約の締結を目指す
 - ✓ 守秘義務や目的外使用の禁止、及び第三者提供の制限
 - ✓ 成果の帰属・利用権の明確化、違反時の罰則 等

② 相手方のリスクに応じて条項を追加する

- 共同研究先のDDの結果等（p120～）を踏まえつつ、相手方が受ける規制や、相手方の拠点がどの国に所在しているか等を基にリスク判断
- 追加条項は、表明保証条項や、人を通じた技術流出を防止するための条項（引き抜き禁止等）等が考えられる

③ 譲歩できない範囲を事前に明確にしておく

- 契約交渉等の結果として、自社のひな型に基づいて契約締結できない場合もあるため、技術流出対策の観点から譲歩できない範囲を、技術の重要性も踏まえつつ、あらかじめ明確にしておく
- 仮に相手方のひな型をベースとする場合でも、条項を追加する

各種リスクや情報の重要度に応じた契約書ひな形の用意



- 守秘義務や取扱者の明確化
- 成果の帰属
- 違反時の罰則
- ⋮



必要に応じて条項の追加を実施

追加条項

- 表明保証条項
- 人材の引き抜き禁止
- ⋮

※ 共同研究契約のひな型についても、特許庁のイノベーションポータルサイトも参照。

https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ma-v2_2-kyoudou_chikujouari.pdf

※ 「秘密情報の保護ハンドブック ～企業価値向上にむけて～」掲載の共同研究開発契約書のひな形も参照されたい（p202～）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

2. ③ 共同研究の目的・テーマの範囲の画定

- 契約上定められた**共同研究の目的やテーマの定義や範囲は、本節で記載する契約上の対策の多くに影響する**
- そのため、共同研究の目的やテーマを契約上定めることが重要となるが、**その範囲については、慎重な検討を要する**

対応策の例

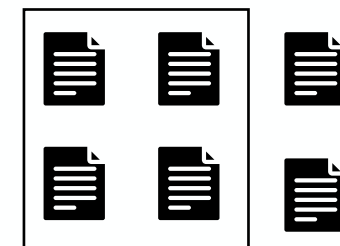
① 目的やテーマを契約時点であらかじめ明らかにしておく

- 契約締結に至るまでに当事者間で認識を共有した共同研究の目的やテーマを、正確かつある程度具体的に定めることが必要となる
- ただし、目的やテーマを狭く規定してしまうと、本来は適用したい情報について秘密保持義務が及ばなくなるケースや、本来禁止したい範囲の競業行為を禁止できない等の弊害が生じる可能性がある（それぞれの義務については、p135～参照）。また、共同研究の過程で一定の変更等が発生した場合に、何度も契約書の修正が必要になりかねない
- このため、司令塔となる部署と関係部署（知財部・法務部 等）が連携し、必要に応じて弁護士等の外部専門家にも相談の上で、ある程度の幅を持った適切な記載にすることが重要となる
- その上で、秘密保持条項や競業避止条項等を規定し、いかなる技術情報や競業行為が契約の適用を受けるかについて相互に認識を共有し、契約範囲外の技術流出を防ぐことが重要である

共同研究の目的・範囲の定義



目的の定義



範囲の定義

※ 共同研究のテーマ及び目的に関する規定のモデル条項や、テーマの抽象度や広狭に関する考え方等については、前述の特許庁のイノベーションポータルサイトに掲載された共同研究開発契約のモデル条項にも詳細に説明されているため、参照されたい。

(https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ma-v2_2-kyoudou_chikujouari.pdf)

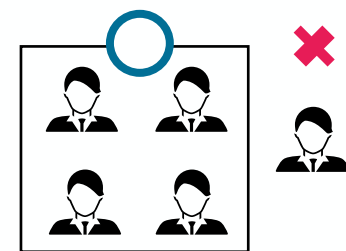
2. ④ 研究参加メンバーや情報の取扱方法の明確化

- 不正な持ち出しや関係ない者によるアクセスを防ぐため、関与する個人の観点からのDDの結果（p127参照）も踏まえて、**自社が共同研究先の誰に技術情報を提供しているか（誰の取扱いを認めているか）を、契約書や研究計画書等において、氏名等とともに明確にすることが重要**である
- また、参加メンバーに加えて、**取扱方法や情報の利用範囲を限定し、異なる取扱いを禁止することが重要**

対応策の例

① 参加メンバーの限定・明確化

- 共同研究契約や付随する研究計画書・名簿等において、研究参加者を氏名等により特定し、記載がない者には情報を取り扱わないことを明確に定める
- また、研究参加者に異動が生じる場合には、通知を求めるとともに、事前の書面承諾がない限り、新たな研究参加者には技術情報を取り扱わないことを定めることも重要である
- 技術の重要性等によっては、各参加者から個別に秘密保持義務に係る誓約書の提出を求めることも考えられる。特に、大学との共同研究の場合、研究体制に学生が含まれるケースもあるが、通常、学生は大学に雇用等されておらず、秘密保持義務を含めた就業規則等の適用を受けないため、注意が必要となる。契約上の対応策としては、秘密保持義務や損害賠償条項、成果の帰属等について定めた誓約書の提出を求めることが考えられる。提出を行わない学生については、共同研究への関与を認めないことや、大学が雇用して（リサーチアシスタント（RA）等）、賃金を支払い、雇用契約を締結することが考えられる
- また、研究室における研究参加メンバーとそれ以外との間の情報遮断が不十分なケースもあるため、技術の重要性やパートナーDDの結果も踏まえて、研究室内の非参加メンバーからも個別に秘密保持義務に係る誓約書の提出を求めることが考えられる



参加メンバーの特定



ログの追跡

※ その他学生等の取扱いに関しては、「大学における秘密情報の保護ハンドブック」第5章 秘密情報管理における学生等の扱い」も参照。
https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/himitsujoho.html

② 情報の取扱方法の明確化・第三者への委託の制限

- 情報の流出を防ぐため、情報の取扱区域の限定、アクセスの管理・制限、アクセスやダウンロードに関するログの取得・管理等を行う旨定め、意図しない経路や取扱いのトレーサビリティを担保する
- 共同研究の目的や双方の役割等について可能な限り明確に定めた上で、目的外での情報利用の禁止、事前の書面承諾のない持ち出しや解析、第三者への業務委託の原則禁止等を定める。また、違反時に共同研究の停止や損害賠償請求ができるよう条項化する

2. ⑤ 提供する技術情報の範囲と、知的財産の帰属等の明確化

- 必要以上に技術情報を提供することのないよう、契約上の手当として、共同研究の実施において提供すべき技術情報の範囲や提供方法をあらかじめ明確に規定することが重要である
- また、相手方が共同研究に関わる技術を単独で特許化・利用することを防ぐために、契約において、**成果物や知的財産の帰属と利用権についてあらかじめ明記**することが重要である

対応策の例

①バックグラウンドIP/フォアグラウンドIPの区分

- 前提として、共同研究契約以前から保有していた技術情報（バックグラウンドIP）を特定した上で、共同研究により創出される技術（フォアグラウンドIP）と適切に区分することが、情報のコンタミネーションを防ぐ観点から重要である
- 共同研究に伴い提供するバックグラウンドIPについては、必要に応じて、共同研究開始前に単独で特許を出願するほか、公証制度等を利用し、共同研究前から既に保有していたことの証拠化を図ることが考えられる。こうした対策の考え方や、管理を怠った場合のリスク等については、特許庁のイノベーションポータルサイトに掲載された共同研究開発契約のモデル条項（2条（定義）や6条（情報の開示）等）を参照されたい

※ 特許庁のイノベーションポータルサイトご参照 (https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ma-v2_2-kyoudou_chikujouari.pdf)

②提供する技術範囲・提供方法の明確化

- NDA締結段階に限らず（p130参照）、共同研究の実施段階においても、提供する技術情報を必要十分な範囲に限ることが重要である。契約上、提供範囲を限定・明確化する、自社の裁量の範囲とする等して必要のない範囲まで提供義務を負わないようにする
- また、提供した技術情報をもれなく確認するためにも、提供方法（特定のサーバやフォルダ上での提供に限る等）を明確化することも重要である

③成果物・知的財産権の帰属や利用権の明記

- 共同研究により創出される知的財産を円滑に利用するとともに、技術流出を含めて、知的財産に関する紛争を防止する観点から、契約書に成果物・知的財産の帰属と利用権を明記することが重要である
- 知的財産権の帰属の決め方には様々なパターンがあるが、相手方単独での特許化・利用、無断での第三者への共有を防止する観点からは、自社の単独帰属又は当事者間での共有を選択することが望ましい

2. ⑥ 秘密保持義務・競業避止義務の設定

- 共同研究の相手方やその内部関係者が、共同研究に係る**技術情報を不正に持ち出すリスク**や、他の研究テーマに流用されるリスクが存在するため、**秘密保持義務**や流用の制限・競業避止義務を定めることが重要

対応策の例

① 秘密保持義務の規定

- 共同研究契約の締結前にNDAを締結している場合であっても (p130参照)、共同研究の実施フェーズでは、NDA段階よりも機微な技術情報が提供されるため、共同研究契約においても、秘密保持条項を定めることが重要
- 秘密情報の定義 (共同研究の成果の扱い含む) に関する検討を要する場合もあるが、義務の内容としては、NDAと同様、第三者への情報開示・再委託・複製の禁止、提供資料/試料の取扱範囲、試料の分析等の禁止、情報返却/破棄等を盛り込むことが考えられる。また、共同研究期間中に限らず、終了後一定期間の存続について定めることも重要。なお、委託を認める場合であっても、委託先企業等への秘密保持義務を徹底させる
- また、不公正な取引方法に該当しないよう、公正取引委員会「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」(以下「共同研究開発ガイドライン」という) にも留意しつつ、提供した技術情報が共同研究テーマ以外に流用されることを制限することも重要である (以下参照)。経済安全保障の観点から行おうとする自社の行為と独占禁止法との関係について、不明な点等があれば、公正取引委員会への相談も検討する

共同研究開発ガイドライン第2の2 (抜粋)

(1) 共同研究開発の実施に関する事項

ア 原則として不公正な取引方法に該当しないと認められる事項

- ② 共同研究開発のために必要な技術等 (知見、データ等を含む。以下同じ。) の情報 (共同研究開発の過程で得られたものを含む。以下同じ。) を参加者間で開示する義務を課すこと
- ③ ②で他の参加者から開示された技術等の情報に関する秘密を保持する義務を課すこと
- ④ ②の技術等の情報以外に共同研究開発に関して他の参加者から得た情報のうち特に秘密とされているもの (共同研究開発の実施自体が秘密とされている場合を含む。) の秘密を保持する義務を課すこと
- ⑥ ②で他の参加者から開示された技術等を共同研究開発のテーマ (共同研究開発の対象範囲をいう。以下同じ。) 以外に流用することを制限すること ((1)イ①の場合を除く。)

イ 不公正な取引方法に該当するおそれがある事項

- ① 技術等の流用防止のために必要な範囲を超えて、共同研究開発に際して他の参加者から開示された技術等を共同研究開発以外のテーマに使用することを制限すること ((1)ア⑥参照)
 - 開示された技術等をそのまま流用するのではなく、それから着想を得て全く別の技術を開発することまで制限するような場合には、当該研究開発活動の制限は、技術等の流用防止のために必要な範囲を超えて参加者の事業活動を不当に拘束するものであり、公正な競争を阻害するおそれがあるものと考えられる (一般指定第一二項 (拘束条件付取引))

※ 公正取引委員会「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」第2 共同研究開発の実施に伴う取決めに対する独占禁止法の適用について」も参照。

(<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>)

※ 関連して、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」(令和7年11月20日 公正取引委員会・経済産業省・国土交通省) の事例⑮ (他社との共同研究開発の制限) も参照。

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251120_economic.security.html)

2. ⑥ 秘密保持義務・競業避止義務の設定

対応策の例

② 競業避止義務の規定

- 共同研究に伴い共同研究先やその参加メンバーに蓄積するノウハウの流出を防ぐためには、秘密保持義務を課すだけでなく、一定の競業避止義務を課すことも有効となる。他方で、必要な範囲を超えて広く研究開発活動を制限すると、不公正な取引に該当するおそれがあることから、前記と同じく、共同研究開発ガイドラインを踏まえて、適切な契約条項を定めることが重要である
- 具体的には、特定した研究参加メンバー（p133参照）について、研究開発終了後の合理的な期間、競合企業との研究開発業務に従事することを禁止することが考えられる（次ページの参考事例も参照）。また、必要な場合には、研究開発終了後の合理的期間に限り、同一又は極めて密接に関連するテーマに関する第三者との研究開発を制限することが考えられる。その他、転職後の関係者の引き抜き禁止や、現地法人での役職兼務禁止等を定めることも考えられる
- 経済安全保障の観点から行おうとする自社の行為と独占禁止法との関係について、不明な点等があれば、公正取引委員会への相談も検討する

共同研究開発ガイドライン第2の2（抜粋）

(1) 共同研究開発の実施に関する事項

ア 原則として不公正な取引方法に該当しないと認められる事項

- ⑦ 共同研究開発のテーマと同一のテーマの独自の又は第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること
- ⑧ 共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため又は参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発のテーマと極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること（(1)ウ①参照）
- ⑨ 共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため又は参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発終了後の合理的期間に限り、共同研究開発のテーマと同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限すること（(1)ウ①及び②参照）
 - 共同研究開発終了後についての研究開発の制限は、基本的に必要とは認められず、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであるため、公正競争阻害性が強いものと考えられる（(1)ウ①及び②参照）。
 ただし、共同研究開発終了後の合理的期間に限り、同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限することは、背信行為の防止又は権利の帰属の確定のために必要と認められる場合には、原則として公正競争阻害性がないものと考えられる。
- ⑩ 参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発実施期間中において、共同研究開発の目的とする技術と同種の技術を他から導入することを制限すること（(1)イ②の場合を除く。）

イ 不公正な取引方法に該当するおそれがある事項

- ② 共同研究開発の実施のために必要な範囲を超えて、共同研究開発の目的とする技術と同種の技術を他から導入することを制限すること（(1)ア⑩参照）
 - 参加者が共同研究開発に関係する知見、成果等に関する権利を放棄する等して共同研究開発から離脱し、他から優れた技術を導入することを希望する場合にまでそれを認めないといった制限は、共同研究開発の実施のために必要な範囲を超えて参加者の事業活動を不当に拘束するものであり、このような事項は、競合する技術を保有する事業者の取引機会を奪い又は参加者の技術選択の自由を奪うものであって、公正な競争を阻害するおそれがあるものと考えられる（一般指定第一二項（排他条件付取引）又は第一二項（拘束条件付取引））。

ウ 不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

- ① 共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発を制限すること（(1)ア⑧及び⑨の場合を除く。）
- ② 共同研究開発のテーマと同一のテーマの研究開発を共同研究開発終了後について制限すること（(1)ア⑨の場合を除く。）
 - 上記①及び②のような事項は、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第一二項（拘束条件付取引））。

参考事例

○ 「独占禁止法に関する相談事例集（平成23年度）」事例5 <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h24/h23nendomokuji/h23nendo05.html>

【相談要旨】

- (1) X社は、電子機器Aのメーカーである。
- (2) Y社は、ソフトウェアBの開発事業者である。
- (3) 電子機器Aを作動させるためにはソフトウェアBをインストールする必要がある。ソフトウェアBは特殊なものではなく、これを開発できる技術者は多数存在し、また、そのような技術者を多数有する事業者もY社をはじめ多数存在する。
- (4) X社とY社は、電子機器AにインストールするためのソフトウェアBの共同研究開発を行うことを検討しているところ、その際、開発に係るノウハウの流出を防ぐため、守秘義務契約を締結することとした。しかしながら、ソフトウェアBの開発のノウハウは開発担当者個人に蓄積されるため、X社は、守秘義務契約だけではノウハウの流出を防止することはできないと考え、Y社に対し、開発期間中及び開発終了後3年間に限定し、本件開発に携わったY社の技術者（以下「担当技術者」という。）を、電子機器AのメーカーのうちX社と特に競合する者（このような者は3社存在する。）の開発業務に従事させることを禁止する内容の契約を締結することを検討している。
- (5) ソフトウェアBの共同研究開発においては、当事者間において、開発終了後3年から5年程度の期間に限って、同一のテーマの第三者との研究開発を禁止することが業界内で一般的とされている。
このようなX社の取組は、独占禁止法上問題ないか。

【独占禁止法上の考え方】

- (1) 共同研究開発終了後についての研究開発の制限は、基本的に必要とは認められず、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであるため、公正競争阻害性が強いものと考えられる。ただし、共同研究開発終了後の合理的期間に限って、同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限することは、背信行為の防止又は権利の帰属の確定のために必要と認められる場合には、原則として公正競争阻害性はないものと考えられる（共同研究開発ガイドライン第2-2（1）ア(9)）。
- (2) 本件は、共同研究開発を行うに当たり、X社がY社に対し、担当技術者の共同研究開発終了後の研究開発を制限するものであるところ
ア 担当技術者が、X社の協力を得て取得したノウハウを用いて他社との開発を行うという背信行為を防止するものであり、その目的自体は正当なものであること
イ （ア） 守秘義務契約だけでノウハウの流出を防止することは容易でないこと
（イ） 担当技術者のみを対象としており必要最小限の制限と考えられること
（ウ） 本件制限の期間は業界内で一般的とされている期間の中で最も短いものを選択していること
から、制限の内容について不合理なものとはいえないこと
ウ 本件制限は、担当技術者が電子機器AのメーカーのうちX社と特に競合する3社の開発業務に従事させることを禁止するのみであって、例えば、Y社が、担当技術者以外の自社の技術者に従事させて当該3社と共同研究開発を行うこと、Y社が応用技術を開発して3社に営業活動を行うこと、3社以外の電子機器Aのメーカーの開発業務に従事させること等は禁止されておらず、ソフトウェアBの技術市場及び製品市場への影響は軽微であること
から、独占禁止法上問題となるものではない。

【回答の要旨】

X社が、Y社と共同研究開発を行うに当たり、Y社に対し、開発期間中及び開発終了後3年間、担当技術者を同一テーマの開発業務に従事させることを禁止することは、独占禁止法上問題となるものではない。

2. ⑦ モニタリング条項の設定と実施による情報管理の確認

- 特に機微な情報を取り扱う共同研究においては、**相手方が契約に従って適切に情報管理を行っているか確認**するため、契約時に**対面及び書面での監査/モニタリング**に関する条項を盛り込み、定期的又は必要に応じて監査やモニタリングを実施することが重要

対応策の例

① モニタリングに関する条項の規定

- 技術情報が契約に従って適切に管理されているかを確認するため、契約上、モニタリング条項を盛り込むことが有用である。確認の方法は、確認項目によってケースバイケースではあるが、例えば以下が考えられる

対面にて確認することが望ましい事項

- ✓ 情報の保管・管理場所の確認や、貸与物やサンプルの状況の確認等を行う

書面にて確認する事項

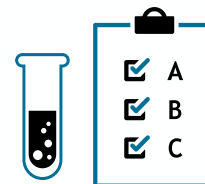
- ✓ 情報へのアクセス権限の設定やログの管理状況、研究への関与メンバーの変更の有無、情報の第三者への共有の有無、成果の公表予定の有無等を確認する

② モニタリング結果を踏まえた是正

- モニタリングの結果を踏まえ、相手方に対して契約に定めた情報管理を行うよう是正を求めることが重要である
- 是正に応じない場合や見込まれない場合については、解除事由に含める等して、契約を解除することができるようにする

監査/モニタリング条項の設定

対面での確認



確認事項

- 保管・管理状況
- 貸与物やサンプルの状況
- ⋮

書面での確認



確認事項

- アクセス権限・ログ
- 情報取り扱い状況 (名簿 等)
- 第三者共有の有無
- ⋮

状況に応じて是正

2. ⑧ 共同研究先の業績悪化・資本変動等に備えた解除事由等の設定

- 共同研究先の業績悪化や破綻、資本構成の変化等の契約後の事情変更により、技術流出リスクが高まる可能性がある
- このリスクを最小化するため、相手方の資本構成を含め、DDの段階で確認した事項が大きく変化する際に、それを事前に把握する手段とその対応策を明確化することが重要

対応策の例

① 事前承諾・通知事項・解除事由として規定

- 合併や事業譲渡、経営権の変動を伴う株式の発行等については、パートナーDD (p122～参照) において確認した相手方の資本構成等に大きく変化を生じるものであるから、事前承諾又は事前通知を求める
- その上で、懸念のある主体が、新たな株主になること等により、技術情報にアクセスする可能性が生じる場合には、共同研究契約を解除することができるよう、解除事由として定めることが考えられる
- また、資本構成等の変更に限らず、例えば以下のように、事前のDDで確認した重要な事項の変動については、解除事由等として規定することが考えられる
 - ✓ 経営状況の悪化
 - ✓ 外国での多額の研究費の申請
 - ✓ 制裁リスト等への追加 等

解除事由として想定される主な事項

資本構成 (支配者) の変更



経営状況の悪化



外国での多額の研究費の申請



② 解除後のデータ返却等の規定・実行

- 共同研究契約を解除するだけでは技術流出リスクは軽減できないため、相手側に提供したデータやサンプルの返却や破棄に関する条項を盛り込むとともに (p141参照)、確実に実行することが重要

2. ⑨ 非公開範囲の設定や、成果公開時の事前承諾手続等の明確化

- 特に共同研究の相手方が大学等の場合、学会や論文等における公表を望むケースが多いが、自社として秘匿化を望む場合や研究成果に新規性が認められる場合には、**学会や論文等で発表されることで、意図せず関連する技術情報が明らかにされてしまうリスク**がある
- これを回避するため、**提供した技術情報の秘匿化・非公開期間の設定や、成果を公表する際の事前通知のルール**を設定することが重要である

対応策の例

① 非公開範囲・非公開期間の規定

- 特に、自社から提供した秘匿化すべき技術情報（ノウハウ含む）については、契約上、特許出願時の公表書類に記載しない旨規定する
- 特許出願に限らず、情報が陳腐化する期間等も考慮の上で、非公開期間を設定し、その間の公表を禁止することも重要である

② 成果の公表に係る手続の明確化

- 研究成果を公表する場合には、共同研究期間中及び共同研究期間後のいずれであっても、公表内容について、共同研究先の事前の書面承諾を必要とする旨定めることが重要である。また、承諾が必要となる旨のみならず、公表内容の確認に要する期間について、契約締結段階で当事者双方の認識を共有したうえで、公表予定日の何日前までに承諾の請求をすべきか、契約上明確に定めることも重要となる
- 仮に、事前承諾を要件とできない場合であっても、自社のあずかり知らない範囲で成果が公表されることを防ぐため、公表内容について、時間的余裕をもって事前通知を求めるべきである

③ 成果確認会等における認識の共有

- また、成果の内容や利用・公表等に関する双方の認識を把握しておくために、共同研究の終了前に、研究成果の取扱いを確認するセッションを設け、成果の帰属や、今後の公開予定/特許出願予定について協議する旨を定めることも重要
- 成果確認会においては、提供した技術情報の廃棄証明書（p141参照）、アクセス権限の削除ログ、第三者共有記録等の情報管理に関する文書を整理することも有用である

提供情報の秘匿化・非公開期間の設定



提供した情報は
非公開を要求



契約期間後の
非公表期間を設定

公表前の事前照会・承諾、予定の確認



公開予定の確認
(論文/学会等)

報告会での成果の確認



アウトプット

- 成果確定書
- 返還・消去証明書
- 権限削除ログ
- 第三者への共有記録

2. ⑩ 契約終了後の情報返却・削除義務の明確化と履行確認

- 共同研究に際して提供したデータやサンプル等が相手方に残っていると、これが原因となり、技術が流出するリスクが存在する
- 情報の返却や削除の義務を明記し、違反時には責任を追及できるよう、NDAや共同研究契約において担保することや、運用面でも、実際に削除等がなされたか確認することが重要である

対応策の例

① 契約終了後の返却・削除義務の規定

- NDAや共同研究契約において、契約終了後、共同研究過程で提供したデータやサンプル等の返却を定めることが重要。返却が原則ではあるものの、情報の形態等により返却が困難な場合も想定して、削除・廃棄を義務付け、削除・廃棄証明書の提出を求めることが考えられる
 - ✓ 貸与機材やサンプルはシリアル番号をつけて管理・回収
 - ✓ 自社の情報プラットフォームを用いる場合はアクセスを遮断

② 返却義務等の履行確認

- 共同研究契約に定めた手続きに従って、返却・処分等を確実に行うことが重要。特に、廃棄については、相手方や廃棄事業者に一任するのではなく、取引実績や情報管理体制等を調査して慎重に選定した上で、立ち会い・現地確認まで行う等自社の責任で実施する
- 相手方が違反した場合は、損害賠償条項等により、責任を追及することも考えられる。また、仮に技術情報が流出するおそれがある場合には差止請求を行うことができる旨を契約に明記することも重要

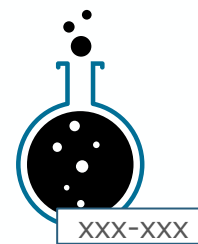
終了時のデータ削除・返却・アクセス遮断



データ削除/
返却



アクセス遮断



シリアル番号
での管理

終了時に履行状況を確認

2. ⑪ 国外訴訟・法制度リスクへの備え

- 共同研究契約に関連して紛争が生じた際に、自社に**不利な法制度・裁判管轄での訴訟**とならないように、事前に**準拠法を日本法または中立的な国際ルールに決定**しておくことが重要
- 相手国の法制度・判例への理解不足による不利な契約となることを防ぐために、**専門家のレビュー**を受けることも有用

対応策の例

①適切な紛争解決手続の規定

- 国際共同研究の場合には特に注意を要するが、準拠法を日本法や中立的な国際ルールに定めることが重要である
- 裁判手続による解決を想定している場合には、裁判管轄を日本の裁判所に定めることが考えられるが、裁判の場合、技術情報が記載された文書等が証拠提出された場合に訴訟記録として公開されるリスクがあるため、非公開の紛争解決手続を利用できるよう、仲裁条項等を定めることも有用。仲裁機関についても、ケースバイケースではあるが、日本の仲裁機関か、外国であっても、中立的な第三国の仲裁機関を指定することが望ましい

②専門家のレビュー依頼の検討

- ケースバイケースではあるが、契約条項の検討に当たっては、法令や判例等の過去の事例を考慮する必要があるほか、国際共同研究契約のように外国の法制度や判例も考慮すべき場合も存在する。必要に応じて、契約内容について、弁護士等の専門家の確認を受けることも検討する
 - ✓ 競業禁止義務の有効性
 - ✓ パートナーDD (p122～参照) の結果も踏まえた契約条項の規定
 - ✓ 成果の帰属や利用・公表に関する規定の適切性
 - ✓ 相手方の契約違反時の手当の検討

準拠法の設定



日本



中立的な
ルール

専門家によるレビュー



第0章 はじめに

- 1 本ガイドランスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドランスの構成

第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価

第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

第3章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項
- 4 研究終了時に取り組むべき事項

第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 取引開始前に取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項
- 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

3. ① 研究計画等における情報の利用・管理ルールの特明確化

- 契約上の措置のみでは、共同研究の相手方による提供した試料の持ち出しや情報の不適切利用による技術流出リスクの軽減は難しい。このため、実施段階の対策・工夫により、技術流出を防止することが重要となる
- 研究従事者が適切な情報管理を行うことができるよう、契約書だけではなく研究計画や実施規約を作成し、情報等の区分管理、情報等の持ち出し検知・追跡の仕組みの導入、違反時における対応の特明記等を行うことが必要

対応策の例

① 研究計画や実験規約の作成・確認

- 研究計画書・実験規約を作成し、データを取り扱う情報システムや試料やサンプル等を取り扱う施設・設備等に関する管理・利用指針、データや試料等の取扱手順等を明文化し、研究に参加する各研究者に署名させ、遵守を求める

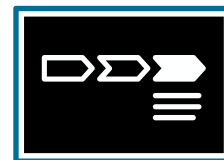
② 試料等の持ち出し時にアラートが鳴る仕組みの導入

- 相手方に提供した技術情報について、その形態（電子データか否か等）に応じて、物理的又は情報システムの的に区分して厳格に管理する。例えば、試料や専用装置に持ち出し検知タグやGPSトラッカーを取り付け、持ち出された場合にアラートが出る仕組みを導入することも考えられる
- デジタル情報については、自社デバイスの貸与や自社クラウドでの取扱いを求め、データに電子透かしやアクセス履歴が残るソフトを用いて、利用の証跡を残すことも一案である

③ 違反発覚時の対応の特明記

- 契約書上、研究計画に従って情報管理を行うことの義務付けや、違反時には共同研究の解除や損害賠償請求が可能であることを特明記する。その上で、これらの点について、研究参加者にも説明し、理解を得る

研究計画の作成・遵守



スケジュールの作成



遵守事項の特明確化

情報管理の特整備



区分管理の特徹底



自社クラウドの活用/
ログの追跡の特実施

3. ② 相手方への情報管理体制強化要請とモニタリングの実施

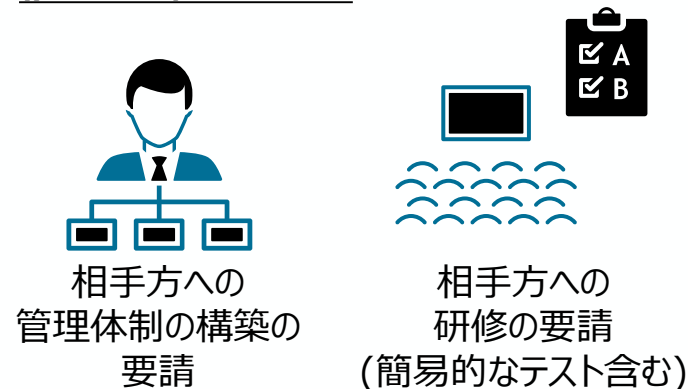
- 相手方の情報管理体制や意識が不十分な場合、**ヒューマンエラーによる技術流出に加え、第三者による情報窃取のリスクも高まる**
- このため相手方に対し、**厳格な情報管理体制の構築や従業員等への研修等を通じた意識啓発**を求めるとともに、必要に応じ、**モニタリング**を実施し、取組状況等の確認を行うことが重要である

対応策の例

① 契約締結時に求めた情報管理を徹底させる

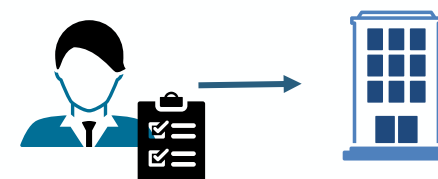
- 契約上、情報の取扱者を限定するとともに、情報の取扱区域の限定やアクセスの管理・制限等の情報の取扱いを明確化しておくことが重要である (p133参照)
- その上で、契約に基づき、実施段階における情報管理の徹底を求める。必要に応じて、相手方の研究メンバーに対する研修や説明会等の機会を用意し、情報管理の重要性・必要となる情報管理に関する説明のほか、定期的に簡易テストの実施を行う等の対策も有用である。その際、相手方の体制が不十分であったり、自社の是正要求が遵守されない場合等は、共同研究の停止もあり得ること、技術流出した場合には損害賠償請求を行う可能性があること等についても説明する

情報管理徹底の要請



② 情報管理状況についてモニタリングを実施する

- 契約上、モニタリング条項を規定した上で (p138参照)、技術情報が契約に従って適切に管理されているか、定期的にモニタリングやヒアリングを行うことが重要である
- 現地確認が難しい場合は、契約内容等が実際に履行されているか、書面報告を求める等の対応により、確認することが考えられる



モニタリングの実施

3. ③ 情報アクセス制限と物理的セキュリティ強化による漏えい防止

- 相手方が真摯に体制を構築していたとしても、**セキュリティの不備**がある場合、**技術情報が漏えい**するリスクは存在する
- これを防止するため、共同研究における**情報アクセス**や**持ち出し**を最小限に制限し、**権限の管理**や**監視体制**・**物理的セキュリティ**を強化することが重要である

対応策の例

① アクセスコントロールの実施

- 相手方に提供した技術情報が、相手方のサーバーや研究参加メンバーのデバイスに保存・管理されると、自社のコントロールを及ぼすことは困難となる。このため、必要に応じて、自社が管理権限を有するプラットフォーム上で情報を共有し、以下のような技術的な対策を講じることが有用
 - ✓ 必要最小限に絞った権限者のみがアクセス可能とする
 - ✓ 閲覧・編集・ダウンロード等の権限等を詳細に設定し、情報の拡散を防止する
 - ✓ 特に機微なデータは、専用の閲覧端末でのみ閲覧させる
 - ✓ アクセスログを常時監視し、異常な閲覧やダウンロード等があれば、即座に検知・遮断する仕組みを整備する

アクセス/情報持出の制限



外部への持ち出しを技術的に遮断



異常なダウンロードや閲覧の通知

② 物理的なセキュリティの強化

- 新規設備が必要になる場合もあるためケースバイケースではあるが、自社が提供したサンプルや重要な技術が化体している装置等を用いた研究の場合は、相手方に建屋や専用の施設・設備での区分管理や立入者の限定・入退室ログ管理を求める。可能であれば、自社の厳重なセキュリティ環境下で研究することも考えられる



施設への立ち入りの制限

3. ④ 委託先・クラウド利用時の情報管理の徹底

- 技術情報の流出は、共同研究の相手方に限らず、**委託先を含む全関係者**から生じる可能性があることを認識する
- 委託等について、契約上の条件を課すことも重要であるが (p133参照)、オペレーションにおいても、**情報管理体制全体を可視化**し、不備があった際には**是正を促す**ことで、委託先等からの流出を防ぐことが重要である
- また、契約終了時には、**委託先を含め資料の返却・消去**を徹底し、**残存リスクを最小化**することも重要である

対応策の例

①委託の原則禁止と、事前承認時のDD

- 共同研究の過程で、業務の一部を相手方から第三者に委託するケースもあるが、委託先における情報管理をコントロールすることは困難であり、まず契約において、原則禁止や事前の書面承認を義務化することが重要 (p133参照)
- 承認するかどうかを判断する場合には、必要に応じて、相手方の協力を得て、委託先のパートナーDDを実施し (p120～参照)、技術流出リスクを評価することが重要となる

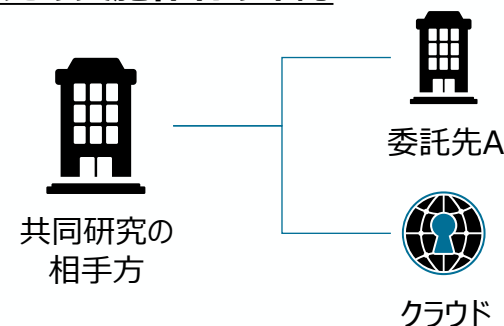
②委託先の情報管理体制の確認

- そもそも委託先に対しては、自社が共同研究の相手方に提供した情報を共有しない、又は取扱者を限定することが重要である。どうしても情報共有が必要な場合は、委託先のDD (管理体制の確認含む) の結果も踏まえて、共有する情報を厳に特定・限定することが重要となる
- 委託先に対しても、共同研究契約において相手方が負担している義務と同等の義務を課した上で、委託先における情報管理の状況 (クラウドの利用状況含む) について、必要に応じて、報告を求め、監査も実施する。万一不備があった際は、是正を促す

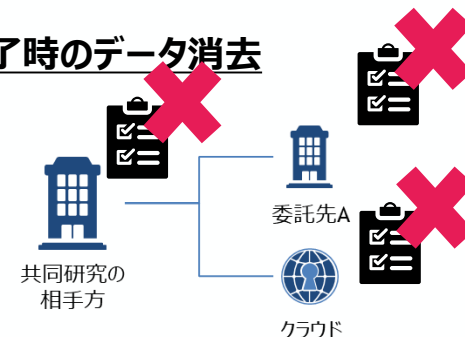
③契約終了時の資料やデータの返却・消去の徹底

- 契約終了時は、委託先も含めて資料やデータが返却・消去されたことを確認し、契約終了後の残存リスクを最小化する

委託先の実施体制の確認



契約終了時のデータ消去



3. ⑤ 堅牢なセキュリティ対策の導入や、外部ツールの利用制限の検討

- あわせて、研究に関するデータを厳重に保護するため、ネットワークや施設に**堅牢なセキュリティ対策**を講じることが重要である
- また、**外部の事業者が管理・提供するツールの利用**に当たっては、**安全性を検証**した上で、リスクに応じて、セキュアな環境の構築や、利用の制限を検討することが重要である

対応策の例

① 堅牢なセキュリティ対策を導入する

- 重要技術に関する研究データを扱うようなPCやネットワークには、堅牢なセキュリティ対策の導入を検討する。特に機密性の高いデータは暗号化しつつ、社外からアクセスできない閉域網やオフライン環境で管理することも有用である。
- 必要に応じて、共同研究者についても、多要素認証等により認証を厳格化することを検討する。
- 重要技術を取り扱っている施設への入退室管理を厳格化し、仮に部外者が立ち入る場合は、関連する情報の遮蔽措置等を講じることも有用。

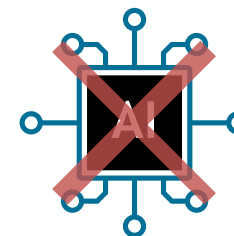
② 外部の事業者が管理・提供するツールの利用方法の制限を検討する

- 外部の事業者が管理・提供するツールについては、第三者への情報漏えいにつながるリスクがないか、安全性を評価することが重要である。リスクが高い場合には、機密性の高い研究においては、技術流出につながる利用を行わないことも考えられる。
- 他方で、研究において取り扱う技術情報の重要性等を踏まえつつ、契約においてデータの利用に制限をかける、利用に当たっての社内ルールを策定する（例えば、懸念のあるツールがあればネガティブリストを作成する）等の対策を講じた上で、可能な限りセキュアな環境を構築することも考えられる

堅牢なセキュリティ対策の導入



ネットワークやPC・データ等は
オフライン環境等の堅牢な環境で保護する



**流出につながるリスクがある外部ツール
については、利用を制限することも検討**

3. ⑥ セキュリティ担当者の配置とサイバー防御態勢の強化

- 特に重要性の高い技術情報を取り扱う共同研究では、高度なセキュリティ水準を確保すべきケースも存在する。**専門の担当者**の設置や、**プロジェクト単位**でセキュリティ管理を徹底することが有効である
- また、**最新の脅威への対策やフィッシング対策訓練等**を通じて、**サイバー防御態勢を強化**し、技術流出リスクを最小化することが重要である

対応策の例

①プロジェクト毎にセキュリティ担当者を配置し、管理を徹底する

- 特に重要性の高い技術情報を取り扱う共同研究では、プロジェクト毎にセキュリティ担当者を置き、情報管理体制を整備することも有効である。また、整備した管理体制を定期的に確認し、最新の脅威情報を共有するとともに、必要に応じて情報管理体制のブラッシュアップを図ることも重要である。
- 重要な技術情報については、データの暗号化や、アクセスログ等の常時監視を行い、漏えいした際に即時に状況を把握できるような対策も有用である。

②サイバー防御態勢の確認及び強化のために訓練を実施する

- 共同研究を実施する過程で技術情報の授受を行う場合に、情報共有のためのプラットフォームを用いるケースもある。そのようなケースでは、たとえば、共有リンクの有効期限やパスワードの設定等により、誤転送リスクを低減することも考えられる。
- 必要に応じて、定期的な脆弱性診断の実施や定期的なバックアップの実施等により、防御態勢の確認・強化を図ることも有用。また、研究従事者へのフィッシング対策訓練を実施することも有用。

専門のセキュリティ担当者の配置



専門担当者の配置による
体制等の確認



暗号化/
常時監視

サイバー防御態勢の構築/訓練の実施



共有リンクの
有効期限/パスワードの設定



バックアップ



訓練の実施

3. ⑦ 技術流出発生時のインシデント対応計画と対応体制の整備

- 万が一、技術流出が生じた場合には、**被害を最小限にすることが重要である。**
- このため、アクセスログの記録・確認等により、**技術流出が発生していないか把握できる体制を整えるとともに、インシデント発生時の計画をあらかじめ策定することで、技術流出の懸念が生じた際、速やかに対処できるようにすることが重要である**

対応策の例

① インシデント対応計画や適切な連絡・対応体制を整備する

- 自社プラットフォーム又は相手方システムにおいて、管理者がアクセス/送受信ログを確認し、不審ダウンロードや大量送信を監視する
- 漏えいが疑われる場合に、速やかに関係者に連絡し、被害拡大を防ぐ初動を取れるようにインシデント対応計画を整備する
- 技術流出のおそれが生じた場合に、相手方に速やかに報告を求め、適切な連絡・対応を講じることができる体制を整備する

状況の常時把握とインシデントへの対応



被害拡大を防ぐため、レポートラインや初動を含めた対応計画を双方で用意する



- インシデント（懸念含む）発生時の報告先
- 対応チェックリスト等

※技術が流出した場合には、被害を最小限に抑えるために、速やかな対応を講じることが重要となる。漏えい事案への対応については、前掲「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上にむけて～」p147以降を参照されたい。

(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>)

第0章 はじめに

- 1 本ガイドランスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドランスの構成

第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価

第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

第3章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項
- 4 研究終了時に取り組むべき事項

第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 取引開始前に取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項
- 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

4. ① 終了後のモニタリングと文書等の適切な管理

- 共同研究期間が終了した後も、**成果の独占・不正利用**や、**知的財産に係る紛争**が生じるリスクが存在する
- これを防ぐため、**研究終了後も定期的なモニタリングを実施**することが有用である。また、必要に応じて、**権利関係の明確化**を行うとともに、**訴訟等に備えて、文書や記録を適切に管理**することも重要である

対応策の例

① 研究終了後も相手方の動向をモニタリングする

- 知的財産権の帰属等について、契約上、どのように定めているかにもよるが（p134参照）、相手方が独自に特許出願や製品化等を行っていないか確認するため、成果報告会等の機会を利用して、定期的なコミュニケーションを継続することも有用である
- 相手方の特許出願状況や論文発表、プレスリリース等を定期的にチェックし、公開情報を通じて不正な利用等がないか確認することも重要である

事後のモニタリング



定期的な
コミュニケーション



相手方の動向の
注視

**権利帰属が明確でない成果は
速やかに再度協議**

② 不明確な成果帰属がある場合は、追加の合意形成を図る

- 原則として、成果の帰属については契約段階において事前に合意し、契約上も明確に定めておくべきだが（p134参照）、権利帰属が明確でない成果が生じた場合にも、速やかに協議を行い、合意形成を図ることが重要である
 - ✓ 「xxについて、特許出願は共同で行い、権利は共有する」
 - ✓ 「第三者にライセンスする場合は、相手方と事前協議する」等



訴訟時に備え、平時からエビデンスを蓄積



実験ノート



実験データ

③ 適切に記録管理等を行う

- 相手方が成果を不正に利用する場合もあり得るため、訴訟等に備え、日頃からエビデンスとなる文書や記録（実験ノート、データ等）を適切に管理することも重要である

4. ② 技術情報やサンプルの返還・廃棄の徹底

- 共同研究中に提供した技術情報が、研究終了後も相手方に残存すると、**不正利用**や**情報流出のリスク**が高まる。このため、**提供した情報の返還・消去**や、**データのアクセス権の解除**を確実に実施することが重要である
- また、サンプルを提供している場合には、確実に**期限内の返還**を求めることも重要である

対応策の例

① 共同研究終了時の技術情報等の返還・消去を徹底する

- まずは、共同研究契約等において、契約終了後のデータ等の返却・廃棄等を義務付けることが重要である（p141参照）。
- その上で、共同研究終了時には、相手方任せにするのではなく、技術情報等の返却・廃棄を明確に求めることが重要である。特に、廃棄を求める場合には、廃棄証明書の提出を求めることも有用である
- 共同研究中の情報のやり取りについて、情報共有プラットフォームを活用している場合は、その閉鎖や、相手方に付与したアクセス権の解除等を実施することが重要である

② 提供したサンプルの返還を徹底する

- 共同研究の過程で相手方にサンプルを提供した場合は、研究終了後の不正利用を防止するため、契約に定めた上で（p141参照）、期限を設けて確実な返還を求めることが重要である
- サンプルの内容や形状等にもよるが、契約に違反するようなリバースエンジニアリングがなされていないかを確認するため、返還時の状態を確認・記録しておくことも重要である

研究終了時の技術情報の返還・消去

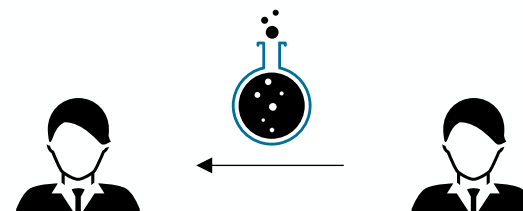


データの消去/処分



情報共有プラットフォームの
閉鎖・アクセス権消去

提供したサンプルの確実な返還



期間内の返還の要請
(返却物の確認)